
平成22年 第2回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成22年6月7日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成22年6月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第2号 平成21年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第3号 平成22年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第4号 平成21年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第5号 平成21年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」
- 日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度由布市一般会計補正予算(第1号)」
- 日程第14 議案第46号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第47号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第48号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第49号 由布市青少年問題協議会条例の一部改正について
- 日程第18 議案第50号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第51号 由布市下湯平共同温泉条例の一部改正について

- 日程第20 議案第52号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
日程第21 議案第53号 由布市火災予防条例の一部改正について
日程第22 議案第54号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第55号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第56号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第57号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第2号 平成21年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
日程第3 報告第3号 平成22年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
日程第4 報告第4号 平成21年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 報告第5号 平成21年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第7 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」
日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
日程第14 議案第46号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第47号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第48号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第49号 由布市青少年問題協議会条例の一部改正について

- 日程第18 議案第50号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第19 議案第51号 由布市下湯平共同温泉条例の一部改正について
日程第20 議案第52号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
日程第21 議案第53号 由布市火災予防条例の一部改正について
日程第22 議案第54号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第55号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第56号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第57号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第1 議案第58号 平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負契約の締結について

出席議員（21名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |
| 13番 太田 正美君 | 14番 佐藤 正君 |
| 15番 田中真理子君 | 16番 利光 直人君 |
| 18番 小野二三人君 | 19番 工藤 安雄君 |
| 20番 生野 征平君 | 21番 佐藤 人已君 |
| 22番 淵野けさ子君 | |

欠席議員（1名）

- 17番 久保 博義君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 長谷川澄男君 書記 江藤 尚人君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	野上 安一君
総務課長	佐藤 式男君	財政課長	秋吉 孝治君
総合政策課長	相馬 尊重君	人事職員課長	柚野 武裕君
契約管理課長	渡辺 定君	監査・選管事務局長	佐藤 忠由君
会計管理者	工藤 浩二君	産業建設部長	佐藤 省一君
農政課長	志柿 正蔵君	建設課長	麻生 宗俊君
都市・景観推進課長	工藤 敏文君	健康福祉事務所長	河野 隆義君
福祉対策課長	衛藤 哲雄君	子育て支援課長	宮崎 直美君
健康増進課長	衛藤 義夫君	保険課長	津田 淑子君
環境商工観光部長	溝口 博則君		
環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長			加藤 康男君
商工観光課長	松本 文男君	挾間振興局長	目野 直文君
挾間地域振興課長	二宮 正男君	庄内振興局長	服平 志朗君
湯布院振興局長	古長 雅典君	湯布院地域振興課長	足利 良温君
教育次長	島津 義信君	中高一貫教育推進課長	平井 俊文君
生涯学習課長	安部 和子君	スポーツ振興課長	加藤 勝美君
消防長	平松十四生君	代表監査委員	佐藤 健治君

午前10時00分開議

○議長（淵野けさ子君） お願いがあります。本日も早朝からたくさんの傍聴ありがとうございます。この傍聴は、携帯電話のお持ちの方はマナーモードか電源をお切りになるか、御協力をお願いいたします。それから、傍聴人の守るべき事項が中、入り口にも掲載されておりましたので、質問する議員も答弁する行政側も熱心に討論を行いますので遵守の上、よろしく御協力をお願いいたします。

それから、クールビズ対応となっておりますので、暑い方は上着をとられて結構ですので、そこは御自由に判断してください。

おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。ただいまの出席議員は21人です。久保博義議員から病気加療中のため欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長並びに代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（**渕野けさ子**君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、12番、西郡均君の質問を許します。

○議員（**12番 西郡 均**君） 日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を行います。

さきの3月議会では、私の母校の朴木小学校の生徒たちが来て大変緊張いたしました。彼らの感想文の中に、西郡のおいちゃんは難しいこと言ってわけわからなかったっていうふうに書いてあります。小学校5、6年生からお年寄りにわかるような、そういう話でなければ皆さんに理解されないということを議員になった当時言われました。何年もやっとなって失格だなというふうに反省をしております。そういう点では執行部の皆さんも私たちにわかるように、専門用語は余り使わず教えていただきたい。私の質問でわからないところは率直に言ってください。言い直します。

それでは、早速通告に基づいてお尋ねいたします。

まず最初に、「ゆふいん牧場」についてお尋ねいたします。ゆふいんというのは平仮名なんです。11年前に塚原の入り口、最終処分場にゆふいん牧場の計画がありました。当時、繁殖の雌牛240頭、繁殖の育成牛30頭、子牛160頭、合計430頭の肉用牛団地整備事業だったものです。牛舎は3,230平方メートルですが、牧場全体では5万平方メートルとなっておりますから、現在の牛舎建設区域も含まれるものというふうに思います。今、進めている牛舎建設はそのごく一部を利用して200頭から300頭の育成牛を主体にした事業と言われております。

11年前は資本金300万円の有限会社ゆふいん牧場でしたが、今回は資本金1,000万円の株式会社ゆふいん牧場になっています。

そこで、お尋ねしたいんですが、11年前のゆふいん牧場と関係あるのかどうか。もちろん私はあるというふうに思ってます。当時も県と一緒に進めてきた事業だったというふうに記憶しております。

2点目は、11年前、11年前といっても10年と半年ぐらいですけど、11年前の12月で

すから10年ちょっとなんですが、12月議会においてこのゆふいん牧場の建設計画は可否同数、15人の議員の中で、議長を除いて議員の可否同数ということで議長が否と決めてこれが否決されました。そういう重大な問題をはらんで中身を見ますと、要するに7月から計画して12月議会で決めるのは急過ぎるというような中身、それと同時に、ここは塚原の下流だけでなく、いわゆる湯布院側のほうの、何ていうんですかね、地名はよくわかりませんが、盆地側のほうも水源になってるというような文言が中にありました。当時そういう問題で指摘して論議した議員の中のを見ましたら、先ほどまで議員が言われてた吉村議員が、特にそのことを言っていましたし、同時に地元というんですかね、並若第3区何とかいうて、溝口さんっていう方が、こんな急な決め方はけしからんと、もっと住民の理解と協力を得てやるべきだというふうな議論をしておりました。どういうわけか委員会は、委員会報告としては賛成だったんですね。委員の人数が少なかったんかと思えますけども、委員会だけには話があったと。今回の事態とよく似てるんですね。委員会の同意は得ると。議員全員には余り詳しく説明全くしてないということで、今回の事態も関係委員会の人にはよく御存じみたいですが、そういうことを考えると非常に今回と似通ってるんですけど、どこが一体違うのか。それを明らかにしてほしいというふうに思います。

一番重要な問題なんですけども、けさほども連絡協議会の方から資料をいただきました。持ってきたのは何か4日と書いてますけども、4日付になってます。結局自治区の住民には観光協会の会員の総意というものが要望書に反映されていないという点を述べてるんで、こういうことはきちっと吟味する必要があると思うんですけども、基本的にはこういう住民の意見、牛舎建設問題対策連絡協議会の公開質問状というものが来てるようですね、過去いただいたいろいろな資料を見ますと。

ちなみに、県知事にも同様な質問をしてるんです。日時はもちろん違います。5月26日に大分県知事に出してる公開質問状は、かなり余裕を持って返事をくれと言ってるんですけども、県はすぐ答えをくれてるんですね。5月31日に回答があってるんですね。もちろん再質問、またしてるみたいですが。

ところが、由布市には、5月4日の要望書に対しては5月8日に、即要望に対する返事が来たんですけども、公開質問状、5月11日と6月1日に出してるにもかかわらず、回答書がまだにないみたいなんですね。それどうしてなのかということ、私、非常に疑問に思うんですけどもお答えしていただきたいと思います。

まちづくりをする上で、湯布院には「潤いのある町づくり条例」というものもあります。目的、基本理念を見ますとすごいんですね。「この条例は、湯布院町の潤いのある町づくり施策を推進する上で、開発事業等の調整を図るため基本的な事項を定め、町民の健康で文化的な生活の維持及び向上を図ることを目的とする」。基本理念としては、「美しい自然環境、魅力ある景観、良

好きな生活環境は、湯布院町のかげがえのない資産である」と。「町民は、この資産を守り、生かし、より優れたものとするに永年の長い間、力を尽くしてきた。この歴史を踏まえ、環境にかかわるあらゆる行為は、環境の保全及び改善に貢献し、町民の福祉の向上に寄与すべきことを基本理念とする」。

さらに、この由布市では、「由布市住民自治基本条例」を制定いたしました。昨年9月のことであります。その中身を見ましても、やはり今の町づくり条例を補完するようにすごい内容をうたってるんですね。ましてや市民あるいは市民と事業者、交流者まで含めてまちづくりを行う問題提起をして基本条例を定めているにもかかわらず、誠実さに欠けるんじゃないかというふうにもちょっと思うんですけどね、回答書については。そこ辺できちっとしたお答えをいただきたいと思います。

さて、次は市長のあいさつで触れました挾間町谷白岳の大型産廃廃棄物処理施設の建設問題、市長は、市民の反対運動を結実し、業者の事前協議が取り下げられたことに触れ、今後美しい自然や市民の安全、健康を脅かすものについては身命を通して対処する決意を述べられました。

一つは、お隣の野津原町の亀柳の一件を見ればわかるように、1992年、1年、2年、住民の反対運動が起こりました。にもかかわらず、反対署名もほとんど集まったんですけども、市長は安定型を条件に認めますと、当時の佐藤典雄町長は認めますということで今日の事態に至ったわけですね。もう悪いモデルとして県も、うちの産廃の学習会のときには事例として出していました。12月14日、同僚議員の質問で市長は、その施設は容認できないということをお答えしたことに私は非常に感銘をしました。市長の英断はすごいなと思ったんです。それまでを思い起こしてください。もう何といても行政は設置しなきゃならんのだと。行政、中立公平な立場で反対など言うことはできんというようなことを言いよった都市景観、当時の課長、若林課長を先頭に、そういう風潮の中でそこまでやって、ついに県も動かしたということで私も感激いたしました。しかし、ちょっと心配なることがあるんです。本当に市長には圧力はなかったのかどうか。豊後大野の市長には若干あったように聞きましたし、そこ辺が苦になってるんです。それを教訓にしなきゃならんというふうに私も思うんで、包み隠さず率直にそういう圧力関係はなかったのかどうか明らかにしていただきたいと思います。

二つ目は、産廃対策課を設置していただきました。これが業者に強い圧力を与えたんですね。これは、市は本格的に反撃してくるぞということで向こうはさじを投げたみたいですね。だから、その決意は正しかったし、設置したことはよかったんですけども、ところが撤退した今、この議会の本会議中でもるる同僚議員が何人か述べました、新設課に対する。それを見ていて、この産廃対策課が2年も3年もかけて関係条例を整備するなど言っただけでは悠長過ぎると。私は速やかに関係条例を整備して、若干不十分でもいいですよ。あと改正していけばいいんですから。

1年以内にその関係条例を整備する気はないのかどうか、市長にお尋ねいたします。

大きな3番目で、市長の行政報告についてお伺いしますけども、その中で一番気になるのが「リッチフィールド由布」の協定書締結と起工式について触れられました。今月号の、先月か、ゆふ号、うちの市報なんですけども、見開きは、先ほど言った産廃の中止の問題ですけども、次の次のページにパブリカを発信というふうにあります。これを見ると非常にパブリカいいように市民は見えるんですね。私は非常にこれを危惧しております。6億円かけてやるというふうにより市長、経過報告の中で言いましたけれども、一つは、なぜこれがいいというふうに評価するのか。さきにつくったリッチフィールド栗原の財務諸表を見てみますと、ほとんどが借入金で、そして単年度の収益100万円なんです。1億8,000万円近くの金を投資して。もちろん雇用やいろんなもの考えればそれ利益ですけども、大半が借金である、その借金の返済にも事欠くような内容で、自己資金もほとんどないという財務諸表なんです。果たしてそれがうまくいくのかと。本当に経営をきちっと分析して判断されたのかというのが気になるんですけども、推奨する根拠は一体どこにあるのかお答えいただきたい。

二つ目は、6億円とさらっと言いますけども、6億円の内訳ですね。国、県、市はそういう財政負担しないとは言いましたが実際はようわからぬので、あるのなら正直に言ってほしいんですけども。

3番目に、当初県の補助金に対する債務負担行為が出されてました。議員の中から非常におかしいと、そんなことあるかっていう話をしたら、いや最初からそういう話はしてなかったちゅうことでそれなくなりましたけれども、本当に市の負担はないのかどうか。その辺も明らかにしてほしいと思います。時々あそこを通るんですけども、進入道が若干整備されたようにありますけども、そういうことぐらいなのかなと。ほかにあれば教えていただきたいと思います。

4番目に、市長の提出議案の中で一つだけ気になるのがあります。今度の補正予算で上ノ原グラウンドに人工芝グラウンドをつくることを提起してます。私は国体のための湯布院の人工芝整備にも反対いたしました。もちろん今度の上ノ原に人工芝のグラウンドをつくるなんちゅうのはもってのほかだというふうに考えてます。

スポーツ振興くじ助成「toto」とかいうのですかね、それが6,800万円、地域振興基金、これは一応地域活性化のために国から来たやつを一時基金にとって、それを取り崩すのが4,700万円、一般財源4,000万円、あわせて1億5,500万円かけて上ノ原のグラウンドに人工芝を、ラグビー場をつくることを今度の補正で上げてます。

一体何を考えてるのかって私は思うんですけど、一つは、当初批判してたけども、湯布院の人工芝のラグビー場については、かなり利用が高いというふうに最近お聞きしました。かなりの経済効果があるということをお聞きしてるんですけど、実際そういう試算をしたのかどうか。それ

をまず第1点に伺いたいと思います。

二つ目は、この人工芝の、湯布院のだって1億8,000万円ですから、これに1億5,000万円も挟間でかけるなんてちょっと私、途方もないと思うんやけど、どこからそういう要望が出て、どうしてそういう結論をされたのか理解できないんですけども、それがわかれば教えていただきたい。

3点目に、これはもうすぐ何でも人工芝に飛びつく発想ちゅうんですか、その根底にあるのが天然芝の維持管理ができないところに私はあるんだというふうに思うんです。実は、先日同僚議員から庄内の神楽殿の前をちょっと見てくれというふうに言われました。私は、天然芝は見てもわからんですね。ただ、植えたのはほとんど腐って、新たな新芽が出てるっていう雰囲気は感じ取れました。もっとびっくりしたのは周りの芝の雑草なんですね。芝管理で一番基本的な雑草がこういうぐあいにして生えたまま放置してるちゅうのは何を考えてるんか。これは私、きょう、今初めて言うことじゃないんですよ。実は、前、庄内から出てた三重野議員が、これを熱っぽく議会のときに語ってました。専門家がないんかと思ったら、私、びっくりしたんですけど、県の改良普及員で畜産で吉田さんっていう方がいるんですけども、実は天然芝の専門家だそうですね。自分の庭にもその芝をいっぱい植えてるらしいんですけども、一目でここはどういう管理をしてるか、どういうふうにしたらいいかっていうのがわかるそうなんですけども、そういう人が横にいながら何でこういうことになるんかなっていうの私、疑問なんですけども、そういう点でこれは今言われ始めたことだけじゃないんですけども、この天然芝に対するそういう管理は一体どういうふうになってるのか、どういうふう把握されてるのか、最後にお尋ねしたいと思います。

監査委員につきましては、実は代表監査委員にことしの監査計画書をいただきました。去年のと若干変わってるんですね。基金の運用状況審査と健全化判断比率審査というのが加わってるだけで内容もほとんど変わらないと。行政監査をやっぱりきちっとやるべきだと。そして、監査の任期は4年ですから、やはり任期中はすべての行政にきちっと監査の目が届くようにしてほしいということを1年前のこの議会で言いました。計画も立ててやってほしいということもお願いしました。ところが、行政監査については計画書ないんですね。2月に行政監査をやるというふうになってますけども、やったのは、今度の結果報告を見ればわかるように1カ所だけなんです。そのとき何と言ったかという、定期監査と行政監査を一体総合的にとらえてやると。だから、それなら私はそういう計画書が出るんだろうというふうに理解しとったんですよ。実は県もそういうふうやってるんですね。定期監査だけでは財務に関することだけだから、そのときあわせて行政監査も一緒にやると、事務事業の状況をやっぱりつぶさに調べるということを。おまけに、計画書の中では課題を設定してやるんだというふう書いてるんですね。にもかかわらず、そう

いうふうになってないと。これは改めて一般質問、通告は計画についてだけでしたけども、毎回同じこと言ってるわけですから、来年からは行政監査、一体どういうふうにするんだというふうな答弁をいただきたいというふうに思います。

再質問は、またこの席で行います。よろしくお願いします。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、12番、西郡均議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、11年前の有限会社「ゆふいん牧場」の建設計画は隣接地だったが、それと関係あるのかという質問であります。関係はございません。

今回とどこが異なるのかという質問でございますが、まず、土地につきましては、当時は売却でありまして、今回は賃貸であります。また、施設内容が、当時はふん尿の処理プラント及び肥育センター等の計画でございましたが、今回は、肥育センターとして由布市の畜産振興に寄与するものである等が相違をしてる点であると思えます。

「牛舎建設問題対策連絡協議会」の公開質問状につきましてでございますが、これまで行われました説明会の中におきましても、施設の維持管理計画や水害を初めとする災害対策につきまして御説明を申し上げてきたところでありますが、回答につきましては、内部での協議をいたしているところでございます。

今回の建設計画につきましては、市、事業者、県等に対しまして賛否両論が寄せられておりますので、市といたしましては、寄せられた御意見につきまして事業者と十分な協議をいたしているところであります。

次に、産業廃棄物処理施設の建設問題で、建設を容認できないといった市長に対する圧力はなかったかという質問でございますが、正直言いますが、何もございませんでした。

次に、産廃対策課が1年以内に産廃処理施設建設を阻止する関係条例の整備を行うことはできないかとの質問であります。条例等の整備は喫緊の課題であると、早急に取り組む必要があると考えております。

規制する条例の整備につきましては、他の自治体の取り組みについて調査、研究を行うとともに、土地利用に係る関連法令と条例との整合性を検討し、また、さらに市民の皆さんの御意見を伺う等、さまざまな手順や手続を重ねながら、1年以内を目標としてまいりたいと考えております。

次に、「リッチフィールド由布」のパプリカ生産に対する経営についての御質問であります。パプリカの国内需要につきましては、韓国、ニュージーランドからの輸入が90%を占めております。そこで、国内産パプリカが、安全・安心を望む消費者等のニーズにより、市場関係者から

も待望されているところであります。

「リッチフィールド」につきましては、現在、宮城県におきまして約1.2ヘクタールの夏・秋用のパプリカを栽培しております。出荷先であります関東地方では、既にブランド化しております。

今回の由布市のハウス施設では、冬・春用のパプリカを栽培し、会社として通年栽培を行う計画となっております。

通年栽培によりまして、安定的に市場へ供給できることとなりまして、また、価格面でも輸入品よりも安価であるとともに、近年、食材としても広く利用されるようになっておりまして、需要の伸びが期待されているところであります。

次に、総事業費6億円の資金内訳でございますが、国の補助が3億400万円、県の補助が3,700万円、残りは事業者負担となっております。

市といたしましては、事業及び返済が計画どおりに進行しているか等を指導する責務がありますので、県とともに指導をしてまいります。

債務負担行為を取り下げた理由といたしましては、もしもの場合は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく処理を行うことによりまして、市に対する債務を軽減できると判断したところであります。

以上で私の答弁は終わらせていただきます。

○議長（**瀏野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 12番、西郡均議員の挟間上ノ原グラウンド人工芝整備事業についての御質問にお答えをいたします。

湯布院人工芝ラグビー場の経済効果についてですが、湯布院スポーツセンターは九州のスポーツの振興、青少年の活動の拠点として昭和44年に建設され、開所以来、教育合宿を初め、高校ラグビー、高校陸上の合宿、高校剣道練成大会、中学柔道練成大会等各種のスポーツ活動や生涯学習の場として多目的に利用されています。

人工芝競技場は、大分国体に向けて整備をされて、平成19年7月に完成しました。ラグビー、サッカーの合宿等を中心に利用者は年々増加しております。応援に訪れた家族の方や保護者の多くの方が湯布院町や湯平の旅館等にも宿泊しています。人工芝競技場建設をしたことによる経済効果があらわれています。

続いて、挟間上ノ原サッカー・ラグビー場、現在、天然芝のグラウンドであります。かなりの雑草もまじっています。芝の傷み等も激しく、維持管理に苦慮しています。

昨年、スポーツ施設整備計画を作成の段階でも、今後の管理について検討しました。今後の管理を検討する中で人工芝及びナイターの施設の設置を計画に記載しました。今回、地元企業より

上ノ原サッカー・ラグビー場を社会人リーグ等が開催できる施設に整備してほしいとの要望もあり、市としまして利用状況も少ない現状を踏まえ、この施設を整備することによって市民の体育の振興、スポーツを通じた青少年の健全育成に寄与したいと考えています。なお、スポーツ振興くじ助成金交付対象事業として取り上げられたことにより、予算を計上した次第です。

続きまして、天然芝グラウンドの管理についてですが、現在、由布市の体育施設の中で天然芝のグラウンドは6カ所あります。それぞれの地域で施設管理人によって管理を行っているところですが、議員御指摘のように、天然芝の管理は気象条件の変化や雑草の混入等で非常に難しい状況です。市としましては、利用される方々に少しでもよい条件で利用していただけるように計画的に整備をいたしているところですが、今後とも利用される方々に御迷惑のかからないように管理してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員の佐藤です。12番議員の質問にお答えいたします。

1年前に御質問をいただいて定期監査を実施するというのも私のほうから申し上げました。平成21年度については、2月に1カ所実施をいたしたところでございます。なお、定期監査を行うに当たって、やはり行政的ないろいろなことをお尋ねしなければなりません。その中でもいろいろの書類を見せていただき、説明も聞いております。そういうことから全部の課にわたって実施することは非常に困難な状況ですので、定期監査とあわせて行っておるのが実情でございます。来年度におきましては、はっきりとその団体数なども提示できればと思っております。そのようにして、やはり行政事務の合理化、そういうものを進める上においてもやはり行政事務監査というものは必要だと思っております。

以上です。終わります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 監査のほうから先に言います。もうあと答弁要りませんから。

どういふことかといいますと、今度の例月を見ましても、定期監査報告を見ましても、行政監査報告見ても非常に稚拙、幼稚なんですね、監査報告が。とりわけ定期監査に至っては、その執行状況を聞きましたなどということを平気で書くということは、もう言語道断ですよ。あなた自身が言ってるように、やっぱり財務に関することを監査して、行政監査もあわせて行なうなら行政課題、一体どういふことがその課にあるのかっていうこと明確にして、その事務事業についてきっちと尋ねると。なぜそういうふうにやらないんですか。原因はわかっています。職員だから、かつて職員だったからです、あなたが。やっぱり身内のやることには仲間意識が働いてきっちとした

監査ができないんですよ。それを認めた議会にも責任がありますけども、基本的に、もうここ2期続けて議会からも職員OBの監査委員を出してます。法律では複数出すなっていうふうになってるんですね。しかし、言いわけとして議会からは向こうが選んだんじゃないから別々の人格だからいいんだみたいなこと言ってますけども、法律の中に含んでるものは何かということをおくみしていただきたい。かつて、私たち湯布院の監査委員から非常に感銘を受けました。もう示唆に富むこといろいろ教えていただいたんですね、議会で取り組む上で。今はそういう感動が全くないですよ。挾間町のときは、よかれと思って税理士を入れました。続けて由布市にもなったんですけども、職員の言うことばっかり聞いてるから何のいいことないんですよ。そういう点で言えば、職員がつくるこういう計画書じゃなくって、もうちょっとこの次は褒められるというようなそういう監査計画書を出して、報告書も、何だ、監査委員こういうふうにやってるんかと、やっぱり感動させるような、そういう報告書をつくってくださいよ。これはもうお願いします。

さて、最初のゆふいん牧場に移ります。関係ないというふうに言いましたけれども、そうかなとこっちは思ってます。実は、あんまり切れ目がないんですよ。牛ふんの処理が、11年に法律が可決して、それで、12年、13年、14年で何とか一応めどつけなさいと。そして、新たに、その当時からか知りませんが、湯布院農協にまるひでさん、今、連携していろいろ取り組んでいます。そして、農協の畜舎にもまるひでさんの牛が入ってます。多分私たちが視察に行ったときも入ってたんじゃないかと思う、18年だったんで入ってたんじゃないかというふうに思うんですけども、その当時から、要するに大分郡全体の、由布市全体の牛を何とかしたいという話がありました。先ほどの当初のゆふいん牧場の発想と同じなんです。由布市だけのそういうのじゃなくて大分郡全体のそういうのを何とかしたいという発想で、そういう点から言えば、私は、たまたま偶然、名前がゆふいん牧場で同じになっただけじゃなくて、この動きというのは、一連の動きはずっとかつてから続いてて、要するに出資者、だれが出資するかというのを皆さんから反対されないような、かなり湯布院農協と連携していろんな商品もつくって、そして彼の、自分のホテルですか、それでブランド名を使った商品を出してますよね。そういう努力される彼にということで焦点が当たったんだろうというふうに思うんですけども、関係ないと言われれば、そうかいと普通の人には引込まむでしょうけど、私はそうは思いません。やっぱりかつての大分郡、今の由布市全体の畜産振興のためにこれをやってることで、牛ふんのプラントにしては、もう法律ができたんですから当然やらなければならないことなんで、それを自分とこの牧場だけでやるか、もうちょっとやるかだけの違いですから大差はないんで、問題はその議論をしてる最中、去年の9月議会ですね。前の産業経済、山村委員長のときの議論の中に、やっぱ注目すべきことはやっぱり皆さん話し合われてるんですね。これは当局のほうからの説明なんですけども、水源にかかわって佐土原の人たちは理解していただいと。佐土原の人たちに、塚原の人たちに説明

をいろいろしてもらおうというふうなくだりがありました。そういうことは事実上できなかったみたいなんですね。しかし、たまたま私、御縁があつて問題を抱えてる協議会の皆さんの会合に出席することがありました。鳥越という所があるんですね。そこから来てる人が言ってたんですけども、旅館の方ですかね。実は簡易水道を掘ってるんですけども、簡易水道ですから自分方で掘ってるんですけど井戸か何か、水量は少ないと。そうすると、温泉も使ってるんだけど蒸気質でお湯が出る、そんなに出るという状態じゃないと。こういう状態のときに水源と思われる峠で水を大量にくまると、もう営業というか、死活問題にかかわることになるんじゃないかという心配をそのときにされてました。実は、そのことは11年前のときにも触れてるんですね。私はびっくりしたんですけども、今回もそういう点で言えば、その9月の委員会のその席で、下流の人が同意できない場所に、どうしてまたそこを選んだのかという指摘が委員からされてるんですね。そして、もっと皆さんの理解と協力を得るようにすべきじゃないかと、理解と協力を得た上でやろうじゃないかと。その人は明確に反対とは言ってないんですよ。まるひでさんのことも十分皆さんに知ってもらいたいと。同時に、そういう人たちにも納得いくような説明責任を果たしてほしいということでも言われたんだろうというふうに思います。そういう点で言えば、私、11年前と一向に変わってない。周辺に対する説明にしても、あるいはそういういろんな皆さんが危惧を抱いてることについて明確な、きちっとした展望を示すということもされてない。公開質問しても協議中であるということで、文書でもまだ出してない。

そこで、お尋ねいたします。きちっとした文書にして地元にて提起する気はあるのか。県でさえ、わずか数日を出してるんですね。由布市が5月11日に出したやつを、きょうは何日ですか、きょうは6月7日ですか。それは口頭で、説明会のときいろいろ言ったかもしれませんが。しかし、明確にそういうやりとりをしたいということで公開質問状出してるんですから、きちっとした文書、いつまでに出すのか。それをお答えいただきたいとします。

○議長（**瀏野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 副市長です。これまでの経過につきましては、私も説明会のほうに出しております。合計5回。それから、地域のほうからも、自治会ではなくてやはり地域に住んでの方への説明をきちっとしなさいというふうに今、指摘を受けてるところです。5月4日の公開質問状につきましては、非常に由布市の中で何十カ所もある箇所の中からその箇所をどうして選んだのかとか、かなりこちらとしても検討というか、きちっと考えなきゃいけない問題もたくさん含まれております。

それから、この計画の今の現状を踏まえて、やはりある程度今の状況を一たん整理した上で今後どうするかということを決めるべき時期に来てるというふうに判断しまして、一応県、市、それから事業所の中で十分なもう一回協議をした上で今後の回答を出そうというのが方針でした。

それがちょっと、ずっとずれてしまって回答出すのがおくれるのが現状ですが、これ期限というのは、また三者の協議を済ませた上で速やかに回答したいというふうに考えております。

○議長（**淵野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 実は、答えられること随分あるんですね、項目をずっと見ますと。だから、そういう点で言えば、少なくとも5月4日のやつは即、答えてるわけですね、8日に。4日間で答えてるわけですよ。5月11日のやつは、もう途中経過も含めてすぐ回答申し上げますと。そして、6月については、これ議会中でありませうけども、そういうことよりも地元はどうなってるんだ、どうなってるんだと。町にはすばらしい町づくり条例っていうのがあるじゃないかと。何でこれをきちっとしてくれないんだというような思いがあるわけですから、それについても基本的な考えはこれですと、もっと詳しいやつは後で検討した結果、お答えしますという、そういうやりとりをしないと、最後に決まるまで答えは出しませんなんという、そういう態度ではいかないので、それだけ申し添えておきます。

なお、きょうの文書のことなんですけども、やはり意見があるけど言えないという雰囲気をつけてもらっちゃ困るんですね。いろんな意見がある、それをお互い話し合おうと。そして、お互い納得するまで理解を深めましょうというのならわかりますけども、そういう意見はありませんと、そういう意見はまるで一部の人が言ってるというような形で断罪するというやり方というのは、私、それに組するものじゃありませんけども、そういう取り扱いについてはやっぱり慎重にさせていただきたい。ましてや片方の自治区長さんは市の特別職であります。公務員であります。取りまとめ役でもありますし、その内容を、いろんな住民が含まれていますから、そこ辺は慎重にやっぱり行動するように当局からも御注意を申し上げて、まかり間違ってもこれを利用してどうこうするようなことをやってもらったんじゃ困ると。

私も、たまたまそのときに中島の住んでる方で、もとは並柳に住んでたという方もその集会に見られて、いろいろる並若ですか、あそこで反対したいきさつ等もお聞きしました。どういう事情が当地にあるのかと。そして、佐土原についても、市長との交渉の場でもその人言ってたんですけども、やっぱりいろいろそんなに明確になってるわけじゃないと。だから、地元に対する説明という点で言えば、自治委員さんが納得したとか、それだけじゃなしに、やっぱ説明責任としていろんな不安を抱えてる住民に懇切丁寧に、気軽に言っていただいて、そういう意見を寄せていただいて、そして、それについては答えるというような雰囲気をぜひつくっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

ただ、そういう伏線が11年前からあったということを考えると、私はやみくもにこれするものじゃなくて、やっぱりいろんな状況、いろんなものを精査して、本当にそういうことでのいかどうか、多くの住民の英知を集めてよりよいものにしていくと。もちろん町づくり条例や住民

自治条例が正しいものとは言えません。しかし、そういうものも整備する上で、やっぱりそういう条例にもものをもって、そして不十分な点があればそういう条例も改正していくと。そのお手伝いを関係住民にもしていただくと、議会、執行部だけのやりとりじゃなくて。そういうような方向で、こういう町づくり条例あるいは住民自治条例を生かした事業が展開できるような方向で今後進めていただきたいというふうに思います。

市長、最後に、そういう思いをどういうふうに今、考えているのかおっしゃっていただきたいとお願いします。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 市としては、これからも真摯に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） お願いします。

産廃処分場については、そういう圧力はありませんでしたということをおっしゃっていただきました。事実そのとおりだと思います。私たちが変な巨大な、何かそういうものありそうだとおっしゃるようになってきた時期がずっとあったんですよ。これをやったら何か直接やられるとか、損害賠償請求されるとか何かいろんなことを言うものですから本当かと思っただけ。とりわけ豊後大野市の市長はそういうふうにおっしゃるとかいうふうなことを、事実確かめたら豊後大野市もそれはなかったそうで、向こうが答えてました。だから、我々が毅然としてやっぱりきちっと肅々と、やっぱり当たり前のことをやればなるものはなるんだというふうに今度のあれで感じました。残余1年以内に緊急に結論を出すということに敬意を表したいと思います。それで頑張ってください。1年後は、もうもとの位置に返して、皆さん、市政の振興に努力していただきたいと思います。

「リッチフィールド由布」なんですけども、市長、財務諸表見てどうでしたか。今、先行して宮城県の。直接見てなければ担当課で事業判断してるところでも結構です。

○議長（**渕野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 農政課長です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

栗原の財務諸表につきましては、直接見ました。資料をいただきまして見ました。それと、栗原も建築からまだ4年ぐらいのときです。産業建設委員長を含めて、県を含め、我々も現地まで行って詳細についてお聞きはいたしました。そういう中で、それと市場関係者等の、やっぱりパブリカがどうなるかっていうようなことを含めて調査を行ってまいりました。そういう中で、やはり今後伸びていくという、需要が伸びるということを期待されておりますので、そういうところから判断をいたしました。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） それを上辺というんですね。だから、そういう点ではやっぱり

私、非常に心配なんです。これはもう県知事とお約束もして、現地でもう着工までやって出発してるときに私がこういうこと言うのも何ですけども、私にしたらもう先が見えてると。何でこういうことやったか、だけど市の負担はありませんって先ほど言ったんで、それだけに安心してらるんですよ。しかし、どうなんですかね。もう、そうはいつでも産業振興の点からそういうばくちも必要なんだろうというふうに思います。

そこで、ばくちの問題で一番ちょっと私、気になるのが、その後の天然人工芝のことなんです。市内の企業がそういうふう言うたからといって、何でそこまでやるかというんですわ。もう少し天然芝の管理等を含めて検討するあれはあったんじゃないですか。先ほど聞いてても、天然芝に対してはよくなるという全然あれはもう受けられませんでした。検討もされてないみたいです。そうじゃないというのがあったら、振興局も管理してる部分ありますから次長でもどちらも結構なんですけども、どういうふうやってるか。とりあえず神楽殿の前からいきましょうか。庄内振興局長。

○議長（**渕野けさ子君**） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（**服平 志朗君**） 庄内振興局長です。管理というのを、主に私どもは利用のほうの立場で使っております。ただ、私も以前、芝の管理の担当もしておりました経験からいきますと、やはりこの芝管理大変難しいなという感想は持っております。だから、今の持ち場は違うという態度で悪いんですが、今の状態は悪いなという感じしか私どもとしては感じることはできません。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） この場でぽっと手を挙げて、こういうふうやるんだという人がいれば私はうれしかったんですけども、もう皆さん、手を余してるんですね。そういう点で言えば、先ほど言いましたように専門家が身近にいたんですよ、私びっくりしたんですけども。そういう人のお知恵を借りて、そして整備するという発想はどうしてできないのか。これ私はきょう初めて言うんじゃないくて、かつて三重野さんがちらっとそれを言うたこともあるんですよ。そこ辺で最高責任者は一体だれなんです。やっぱ教育長なんですか。施設の、副市長か。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 芝の管理についてお答えいたします。

実は、予算要求の際に各種の芝の管理費をもう少し出してくれという予算査定が来ております。その中で私どもかなり厳しい言い方をしてるわけなんです、いろいろお聞きしたら、以前挾間のほうでしたか、ゴルフ場に芝管理のプロがいるもんですから、そのゴルフ場に一部芝の管理を任せたと。そのときは確かに芝がよかったという話も聞いております。こういった専門的な方がいらっしゃるのであれば、そういった方をどうやって利用するかっていうのはトータルの考え方

の中で検討していきたいし、また芝もどの程度まで芝を管理するか、いわゆる芝の管理水準といえますか、ある意味では野芝で寝転がってやるような所だったら、例えば芝刈り機で、芝刈り機といえますか、乗用式のやつでまめに刈るという方法を使えないかとか、この部分のところについては観客席なんで、やはりきちっとした芝が要るとか、そういったこともやはりきちっと考えながら、トータルのコストを抑えて、なおかついいものをつくるという形に今後動いていきたいと思っております。

○議長（**刈野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 県の改良普及員を退職された方は、別に何も金も欲しがってるわけでも何でもなくて、おれとこの庭を見てくれと、これで判断してくれというふうに言われるみたいなんですけどね。そういう人がいるそばで、その近くで人工芝のグラウンドをつくるなどということは、その人にとっては、もうそれはざんきにたえないというか、何を考えてるんだろうっていうぐらいしか思わんですよ。そんな由布市にはお金がいっぱいあるんかと。教育長、最終的に結論を出した教育委員会の時点はいつなんですかね。次長でも結構ですけど。

○議長（**刈野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長でございます。3月の教育委員会、それから当初予算を計上する前に常任委員会のほうにも御報告をしておりますが、最終的にはt o t oの資金が決定するのを待ってということで、方針としては昨年度末には決定をいたしております。

○議長（**刈野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これも関係常任委員会にはきちっと説明してたということなんです。とはいっても、もちろん常任委員会の人たちもいろいろ検討されたんだろうというふうに思いますけども、照明器具も若干入ってるんで総額は何ぼかというのはちょっと定かではありませんけれども、湯布院も1億8,000万円かけて人工芝をつくって、そして経済的には、先ほど言いましたようにかなりの効果を上げてると。数字では出ませんが、そういうふうに言われてるのでそれは理解できます。しかし、これは、スポーツ振興というのは経済効果じゃないのはもう御承知のとおりです。するときにはしなきゃならんです。それを国体のためというのを私は我慢ならんだけで、今回は地元の企業からそういうリーグをつくりたいという要望があるからなんてことが理由になるところが私には情けないんです。そこの企業が幾らか出すならわかりますよ。ばくちのテラ銭を当てにしておれたちに使えなんというのはもってのほかですよ。本当私、雄城台の高校が出るんかと思ったんですよ。消防があそこで訓練してると、こういうような生徒が一面的に芝の所を利用して、かなり芝が荒れるという面を目撃してるということちょっと聞いたんで、そのことでも理由になるのかなと思ったらそうじゃない。それだったらもっと今の天然芝をやっぱり立派なものにしていくというようなほうが私は先決じゃなかろうかという

ように思うんですけども、考え直す気はありませんか。もう提案した後ですけど。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） お答えをいたします。

確かに、企業の申し出というのが大きな引き金になってるということは事実でございます。ただ、現在の上ノ原グラウンドのサッカー場の利用状況等を勘案したときに、人工芝のサッカー場というのは大分市内にも1カ所しかございません。そういった中で、これから非常に多くの利用が見込めるということもございます。

それから、この企業のサッカー部がアマチュアのサッカーの最高レベル、JFLっていうのがあるんですけど、その下の九州リーグというのがございます。それまでは大分県リーグというのだったんですけど、その九州リーグのほうに昇格をいたしております。非常に質の高い指導者、指導もできるとかというようなこともございまして、今回、これを契機に由布市における大きい規模の大会とか、そういうことの誘致も相当見込めますんで、このまま執行いたしたいというふうに思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 付託先が説明受けた委員会ということなんで、非常に結論はもう見えてるわけで危惧してるんですが、もう思い切ってこの際もう取りやめて、そして考え直すというふうにしてほしいというふうに思うんですけども、教育長、どうですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） お答えします。

一つの事業を始めるときにやはり熟慮します、担当課としては。いろんな総合的な判断をした上でこの結論に達して、今後の青少年健全育成に幅広く今後とも貢献できるなという視点の中で決定いたしましたので御理解賜りたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これまで天然芝の管理が極めてずさんで今日のような事態を招いて、安易に人工芝に走っているというきらいがあります。当該施設の有効利用という点で言えば、私はもっともっといろいろ検討してしかるべきだというふうに思います。そういう点を苦言を呈して、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、12番、西郡均君の一般質問を終わります。

.....

○議長（**渕野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（**瀏野けさ子君**） 再開いたします。

次に、6番、小林華弥子さんの質問を許します。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 6番、小林華弥子です。いよいよ一般質問も最後になりました。

皆さん、大変お疲れと思いますけれども、最後まで気を抜かずしっかりとおつき合いをいただければと思います。

さきに宮崎で発生しました口蹄疫の被害につきまして、関係者の方々の御心労あるいは畜産関係者の方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。宮崎の事件は、単に対岸の火事ではございません。大分県、我が由布市の中でも非常に心配で夜も寝られないような思いをしていらっしゃる畜産関係の方々がたくさんいらっしゃるというふうに思っております。一刻も早くこの口蹄疫が終息をして、皆さんが安心して畜産業に取り組まれる日が来ることをお祈り申し上げたいというふうに思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。大きく分けて、今回は4点について質問をいたします。

まず、景観対策事業と景観行政施策の進捗状況についてお伺いをいたします。

由布市景観マスタープラン及び由布市景観計画が策定されているというふうに思いますが、今その策定状況はどのようになっているのでしょうか。特にマスタープランの中に盛り込もうとされている土地利用や用途規制については、今後どのように進めていくのかお伺いをいたします。

それから、同じく景観対策事業の中で無電線化事業が、今年度、当初予算で予算が可決されまして、一部地域で試験的に実験事業として行われるというふうに聞いております。今回の実験事業を受けて、今後由布市としては電線地中化あるいは無電線化の事業をどのような方針で進めていくのかお考えをお聞きしたいと思います。

2点目、地産地消と観光振興の推進のための事業展開についてお伺いをいたします。

さきの、先日の田中真理子議員との質問にも大分関連はいたしますけれども、地産地消、田中真理子議員は地産地消の考え方のほうがふさわしいのではないかとと言われて私もなるほどなというふうに思ったんですけれども、今回、市長は、さきの第1回定例議会では今年度の施政方針演説の中では、農業と観光の連携を図るための地産地消を初め、農産物のブランド化を図るための専属の職員を配置して、新規重点事業として取り組んでいきたいというふうに述べられていらっしゃるんですが、この地産地消の推進と農業と観光の連携というの、具体的にはどのような事業として推進していくのかお伺いしたいと思います。

3点目、国際交流事業についてお伺いします。

これも先日、同僚の溝口議員が大分質問されておりましたけれども、それに関連をしまして別

の視点からお伺いをいたします。この国際交流事業についても、施政方針演説の中で市長は、今年度の主要事業として国内外交流対策というのを進めていきたいというふうに言われております。特に、国際交流については今後のあり方について調査検討する委員会も設置して、その調査団として今回、カンヌン市へ使節、調査団として訪問するというふうに言われておりますけれども、由布市として今後、自治体間の国際交流というものの目的、意味を基本的にどういうふうと考えて、今後どういうふうな国際交流事業を展開しようとして、今回の調査団の派遣に至ったのか、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

4点目は、今回、提出議案あるいは行政報告に関して疑義に思うことということで、まず1点目は、道路整備計画の公開と各地区の要望対応についてお伺いをいたします。これも、何度も過去私が取り上げてはおりますけれども、市道の計画的な整備を促進するために道路整備計画を策定し、計画的な整備を行っていくと再三言われております。具体的に、この道路整備計画の策定状況はどうなっているのでしょうか。また、その計画の公開や、あるいは各地区から毎年のように上げられております道路整備に関する陳情や要望に対してはどのように対応していくのかお伺いいたします。

最後、もう一点、行政報告の中に、5月24日に挾間地域審議会の委嘱状交付式が行われたという報告がありました。今年度の各地域審議会の委員構成について、特に公募枠というのは結局何人、公募委員を委嘱されたのか。この公募委員の枠には、それぞれ応募者何名ぐらいあったのかというのをお伺いしたいと思います。

再質問については、この席から重ねてお伺いさせていただきます。

○議長（刈野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、6番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、景観対策事業、景観行政施策の進捗状況について、由布市景観マスタープラン及び由布市景観計画の策定状況はどのようになっているかという御質問にお答えをいたします。

平成21年3月に由布市景観マスタープランを策定後、その方針に沿って景観施策の推進を行っているところであります。景観計画につきましては、湯の坪街道周辺地区におきまして既に策定を終えておりますが、現在、由布院盆地を中心に景観計画の策定作業を進めているところでございまして、順調に議論が進めば、今年度末には策定を終了できるのではないかと思います。

次に、都市計画マスタープランの中に盛り込もうとしている土地利用や用途規制をどのように進めていくかという質問でございますが、今年度より2カ年かけて都市計画マスタープランの策定を行う予定であります。策定におきましては、市民公募や選任による策定委員会を設置するとともに、地域ごとの説明会などで住民の皆さんの意見を反映するよう努めてまいりたいと考えております。その後、マスタープランの方針に沿った都市計画となるよう進めていく予定であります。

す。

また、無電柱化事業につきましては、今後どのような方針を考えているかということでございますが、今年度の試験的実施を踏まえまして、景観、道路環境、災害、財政等の諸要素を勘案し、また住民の皆さんの合意状況も検証しながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、地産地消と観光振興の推進のための事業展開につきましての御質問にお答えをいたします。

観光地である湯布院には、市内において生産される農産物の大部分の消費を賄える、そういう規模のマーケットがあると考えられます。しかし、過去に行った調査におきましては、生産者の皆さんと観光に携わる皆さんの御意見に、価格、流通体制、必要量の供給等におきましてそれぞれの課題がございまして、一挙に進めることは困難な状況であると考えております。そうした中で、今後の重点施策である地産地消と特産品のブランド化におきまして、その中枢となる機関といたしまして農工商観連携の協議会を設立する計画であります。その協議会におきまして、常時生産者の皆さんと観光に携わる皆さんの情報を集約いたしまして相互の調整を図ることによりまして観光地における地産地消が進む仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、国際交流事業について、国際交流の意味、目的をどう考え、今度どのように展開しようとしているのかということですが、溝口議員の御質問にもお答えいたしましたように、最近では、人・物・情報のグローバル化が急速に進み、由布市を訪れる外国人観光客も20万人を超えてまして、留学生を含めて在日の外国人の方々も多く、私たちの日常生活におきましても国際化を意識し、多様な文化を理解することが大変重要になってきているものと思います。

このようなことから、総合計画の基本計画にありますように、人材育成の観点から青少年の国際交流のあり方、また経済活動の活性化につながる国際交流のあり方などについて、今年度、設置いたします検討委員会において十分に検討してまいりたいと思います。この検討委員会での結果を踏まえまして、異なる文化や価値観を理解した上で、青少年の人材育成や経済活動の活性化を図り、外国の人たちに限らず、多くの人たちにとって魅力的な「住みよさ日本一のまちづくり」につなげてまいりたいと考えております。

次に、道路整備計画の策定状況についてお答えをいたします。

現在、総合計画に基づく快適な交通ネットワークの形成のため、整備計画の策定方針のまとめ方、作成スケジュール等の調整を行っているところであります。整備計画の公開についてでございますが、市民の皆さんの道路整備に関する意見を反映させるべく、その聴取方法を検討しているところであります。また、要望に対する取り扱いでございますが、市民の皆さんの意見として反映できるものについては、計画への取り入れも検討してまいりたいと考えております。

次に、地域審議会委員の公募枠、応募者数についてお答えをいたします。

地域審議会委員の公募につきましては、各地域審議会ごとに公募委員として5名を公募いたしました。その結果、挾間地域では6名の応募があり、抽選会を開催し、応募者とともに協議をいたしました結果、挾間地域振興局長の判断で6名全員を公募委員として決定をいたしました。また、庄内地域では5名の応募がございましたので、応募者5名全員を公募委員として決定をいたしました。湯布院地域では15名の応募がございましたので抽選会を開催いたしました。抽選会当日、応募者の4名の方が辞退されましたので11名で抽選会を行い、5名の公募委員を決定をいたしましたところであります。

以上で私の答弁は終わらせていただきます。

○議長（**刈野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ありがとうございます。それでは、順次再質問していきたいと思っております。

景観対策事業、景観マスタープランができ上がっているということで、私もちょっと先日、一部見せていただきました。由布市としての景観マスタープラン、これは由布市としての基本的な景観形成にかかわる方針を定めたものというふうに取り扱いました。具体的には、今、市長が答弁の中でも言われましたけども、地域ごとに今後景観計画をつくっていくということで、特に今年度は由布院盆地を対象とした景観計画を策定していると。その後、順次挾間、庄内地域においても景観計画策定していくというふうはこのマスタープランにも書いてあるのでわかりましたが、こういう由布市としての景観行政を進めていく基本的な方針ができ上がっているこのマスタープラン、ぜひもっといろんなところに周知していただきたいと思っておりますし、ぜひ私たちにも配っていただきたいなというふうに思っています。多分前期の議会の議員の中から代表で何人かが策定委員には入ったと思うんですけども、でき上がった段階でぜひ知らせていただきたいというのと、あと由布市の景観方針を基本的に定めたのですから、もっと市民の方々にしっかり周知、PRしておく必要があると思うんですけども、この方針については市民の方にはどういう周知の方法をとられてるのでしょうか。

○議長（**刈野けさ子君**） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（**工藤 敏文君**） 今の小林議員の御質問にお答えいたします。

市民の皆様にはどういう方法で知らせているかということなんですが、現在、市民の皆様向けに広報とかをしたことはございません。今後、積極的に公開をして、市民の皆様にお知らせしようと思っております。

○議長（**刈野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 市のホームページには出してるんですかね。

○議長（**刈野けさ子君**） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（工藤 敏文君） できたときの前任の若林課長のときなので、私ちょっとそこまでは把握しておりませんが、多分ホームページには出してないと記憶しています。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 済みません、出てました。すごく意地悪な質問で悪いんですけど、見てください。ただ、出てたのは見たんですけど、これを全部ダウンロードして見る人いないですよ、これだけの。なので、せっかくホームページに載せてても、よっぽど興味がある人とかでない限りホームページを全ページダウンロードして見ないと思いますので、例えば概要、これを全部市民に配れというのではないんですけども、基本的にこういう考え方で由布市が今後、景観行政進めていきますという簡単な概要を市報に載せるでもいいですし、簡単なものをぜひこれはPRをしていくべきかなというふうに思います。

そこは今後やっていただくとして、具体的なプロセスを先ほど聞いたら、私が、これ前日も質問したんですけど、都市マスの策定とどういうふうに整合性をとるのか。都市マスの策定担当課は建設課ですかね。景観課ですか。じゃもっと話が早いんですけども、都市マスは都市マスで今後2年かけて委員会をつくってやっていくと。だけれども景観計画は景観計画で、湯の坪は抜きにして今後各地区でつくっていくということの中で、どういうふうな整合性をとるのかということなんです。例えば具体的に言いますと、用途規制は土地利用についてですね。用途の見直しなんかは多分都市マスでかけると思うんですよ。だけれども、例えば色彩規制だとか外観規制みたいなのは景観計画で定める。そういうものを総合的にどういうふうと一緒に進めていくのか。ことしだけ先に景観計画だけつくってしまって、あとの2年で都市マスつくろうとしたときに具体的な作業はどういうふうに整合性をとろうとしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（工藤 敏文君） 都市マスを策定するに当たって、今、議員おっしゃるとおり形態意匠等の問題がありますが、景観計画の中でうたっている具体的な形態意匠については都市マスでは方針のみを、景観マスの方針をそのまま都市マスに反映させていきたいと思っております。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そうすると、例えば今回、由布院盆地を対象とした景観計画で、形態意匠を調整する項目を入れると。でも、本当は逆ですよ。本当は都市マスがあって、用途地域は用途規制をかけて、この地域は、例えば市街化地域で第1種低層住宅地域だからこういう外観規制をかけるんだというのが順番だと思うんですけど、さきにそっちの規制のルールを景観計画でつくろうっていうときに、じゃどのエリアにかけるのかっていうのは都市マスができてみないとできないっていうことになるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺どう進めるんでし

よう。

○議長（**瀧野けさ子君**） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（**工藤 敏文君**） 小林議員の御質問にお答えします。

都市マスのエリアと景観計画のエリアは連動するとは思いますが、現在は、由布院盆地については都市計画区域内だけで考えているわけではございませんので問題はないかと思われま

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） いや、逆にそれが問題になるんですよね。その都市計画区域だけじゃない、全体の景観規制をかけながら景観計画をつくっていったときに、後で都市マスで別の用途規制がかかってしまったときにその整合性がとれない。これ多分すごく難しい議論になってしまうので、というわけで今年度の由布院盆地の都市景観計画策定をその都市マスの計画策定の一部に位置づけて一緒に立ち上げるべきではないかなというふうに思うんですけど、そういうお考えはないんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（**工藤 敏文君**） 現在は由布院盆地の景観計画は今年度中に何とか策定したいと考えてますが、そのことも考慮に入れながら遅らすことも考えられると思われま

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ちょっとそこら辺しっかり煮詰めてどういう体制、形だけ景観計画できました。その後、都市マスつくってみたら全然違う形の都市マス計画ができましたっていうのでは、本当に計画倒れになってしまうので、せっかくつくるんでしたらしっかりと本腰を入れて、時間をかけてでもちゃんと意味のある計画をつくっていただきたいと思うんですよね。私、この都市マスをいじるとか、景観計画つくるっていうのは本当は大事業なはずで、それこそ市の青写真を描くような作業なものですから、形上の文言だけの計画書をつくるのじゃなくて、しっかりと私は実効性のある計画書づくりのためにももう一遍景観計画策定の体制を見直して、今後の2年かけての都市マスづくりの体制とあわせて、まだ間に合うと思いますので計画づくりの進め方を考えていただきたいというふうに思います。

電線地中化のほうに移りますが、今年度実験的にやってみるということで、その後、総合的に判断をしたいということでしたけれども、7,000万円でしたっけ、国の交付金の補助を受けながら100メートルだけやるっていうことを前回の議会で報告があったと思います。実験事業としてやるのはいいんですけども、実験事業でやった後に、じゃやってみてどうだったのかという部分ですよね。今回実験としてやるのであれば、実験結果をどういうふうに今後由布市の中で電線化事業を広げていくのかということはどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 今回のきめ細やかな交付金事業で実験的に実施します景観と、それと道路環境の改善事業というやつの評価と分析の方法ですが、当然のことながら作業過程、いろんな今から合意形成も含めて作業過程でのいろんな問題点をどう処理したかという評価が一つございます。

2点目は、やはりでき上がったときの景観に対する地域の方々の感想、それから観光客の感想もあります。そういったことはちゃんと、今回の事業の中での分析計画というのもつくって、それで評価していきたいというふうに考えております。

○議長（瀧野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私はぜひこれやるべきだという立場で質問しているので、今回の実験事業をとりあえずやってみて、それで終わりにならないように、今、副市長が言われるように事前、事後の実験であれば、事前、事後の評価をちゃんとやっておくべきだということをお聞きしたかったです。100メートルやって、もちろんアンケートをとったり地元の効果を見たり、あるいは道路環境がどういうふうに改善されたかっていうのを含めて、それが今後どう別の地域に展開していけるかって、そこまでの計画を見込んで実験に取り組むべきだというふうに思うんですね。だから、今回多分実験したら報告書も出てくると思うんですけど、その報告書を実験する地域だけの報告書ではなくて、今後由布市内の無電線化事業っていうのはどこまで広げていける可能性があるのかと。そういう調査項目あるいは計画策定へのステップの足がかりを入れておくべきではないかなと思うんですけど、そこら辺は視野に入ってるんでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 今回は、一応湯の坪街道を中心に一応計画をいろいろ考えるということですが、確かに、いわゆるこれ非常に難しいところがあるんですけど、景観に対する評価っていうのをどうとらえるかと。例えば日田市であれば、豆田地域を全部何億円もかけて電線を地中化した。それから、竹田においても、また臼杵においても杵築においてもやってると。ですから、この政策そのものの位置づけというのもしっかり考えていかなきゃいけないというふうに思ってます。そんな中で、これはもうある意味では景観行政との絡みも含めて、少しコンサルを雇うとかいうのではなくて、もし湯布院全体、例えば湯布院、今した場合、由布岳が見るときにこういったところ電柱は本当に1本だけでもなくなれば、お金かけなくてもすごくいい写真スポットができるなとかいうふうなことも、これはやはり景観を考える中で少しみんなで調査していくというのが一番いい方法じゃないかというふうに考えてます。

○議長（瀧野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私、無電線化事業を推進するのは、もちろん景観の効果もありま

すけど景観対策のためだけではない。これ前回の一般質問の最後にちょっと言おうと思って、時間切れになって資料だけ配って終わったんですけど、無電線化事業っていうのはもちろん景観もそうですけれども、道路の安全性ですとか、あるいは災害対策にもなりますし、それから交通問題にも寄与する事業でもありますから、そういう面からの検証もしっかり行って今後やっていくという考え方で無電線化事業を推進してほしいというふうに思います。

ただ、そうはいつでも莫大なお金がかかると、前回も市長は言われました。私もそうだと思います。だから、今回たまたまきめ細やかな交付金が別枠で、景観形成のためだけに使える交付金が別枠でついたから今回できたけれども、来年度以降、そういう交付金があるとも限りませんので、じゃ資金はどうするんだって話になると思うんですよね。それはもう市単費でやれるような額の事業じゃないことはわかってるんですが、今後その方針としてきちんと定めたときに、無電線化事業っていうのはこういう目的で、景観やあるいは交通や災害対策のためにこういう方針で、こういうエリアで今後将来的に進めていきたいって方針を立てて、その計画を盛り込んでおけば、今後そういう交付金が出るか、あるいは別の特別な財源ができてきたときなんかきちんとそういうものに対応できるというふうに思うんです。

例えば財源も全くないわけではなくて、副市長も多分御存じだと思うんですけど、国交省が今年度、22年度から創設している社会資本整備総合交付金っていうのができましたよね。2兆円以上の交付金があつて。これなんかは社会資本整備の基幹事業と一体化で実施する効果促進事業についても交付金の助成対象になると。つまり例えば道路の整備事業をやったときに、それが交付金対象事業になったときに、その効果促進事業として沿道の景観対策であるとか、あるいは無電線化といったことも含めて効果対策事業として交付金の助成対象になるって、そういうメニューを今、国交省がつくってるというような情報も、多分これ市のほうにも情報送りましたというので御存じだと思いますので、そういうことも含めながら基本的に無電線化事業、由布市としてどう進めていくのかと。今後の展望を含めて今回の実験事業に当たってもらいたいなというふうに思います。答弁は結構ですけど、ぜひ考えていただきたい。

私が何で、もう毎回のように景観のことを申し上げるかというのを、改めてちょっと申し上げておきたいんですけど、私は本当にもうライフワークの一つとして景観やるべきだと思ってます。どうして景観対策が必要なのか。それは、私は景観というのは地域の人々の暮らしぶりとかまちづくりの姿勢、あるいは生活のあり方が形としてあらわれてくるのが景観だと思います。そのまちの町並みにはそこで暮らしてる人々の地域コミュニティのあり方あるいはまちづくりへの考え方が景観にはあらわれてくるものだというふうにとらえています。だから、景観対策をしようって言ったときに、単に外観をそろえて町並みをきれいに統一して、あるいは色を規制して形をそろえて見かけがきれいなまちをつくればいいっていうのが景観対策ではありません。景観って

というのは住んでる人たちの、地域の暮らしぶりがあらわれるもの、そういうふうなまちづくり対策として景観を考えてほしいなというふう思うんです。

実は、私は、あるちょっとエピソードを御紹介しますと、湯の坪地域で景観協定というものを地域の住民の皆さんがつくられました。景観計画と景観協定、これですけれども、これをつくったときに私も興味があったので何度かその会議にも行かせてもらいましたし、時々作業もボランティアでお手伝いさせていただいたんですけど、すごく心に残る話があって、地元の住民の方々が本当に一から苦労して、文言一つ一つ、データ一つ一つ自分たちでつくりながらつくった景観協定と景観計画ができ上がった最後の地元の委員会に行ったときに、これにずっとかかわってた地元の商店のあるおばちゃんが、自分がこういう景観協定ができて寂しいって言われたんですね。それどういうことですかって言ったら、この湯の坪の景観協定には、例えばセットバックしましょう、道ぎりぎりいっぱい店を建てずにちょっと引いて、そこに道行く人が休めるようなベンチを置きましょうとか、木をなるべくいっぱい植えて木陰をつくって道行く人をもてなしましょうとか、あるいは声かけや客引きを強引にせず、やわらかな境界線をつくりましょうっていうようなことをいろいろ書いてるわけですよね。こういうことを景観法にのっとりた景観計画と景観協定にして、これに判こを押してもらって、みんなで守ってもらいましょうっていうルールなんですけど、そのおばちゃんが言うには、こういうことを法律や条例を使って言わないとできなくなったのかと思うと寂しいって言われたんですね。これは、湯の坪地域ではこういう道行く人に休めるスペースを設けるだとか、道行く人に強引にものを売りつけないだとか、落ち着いたたたずまいを自分たちでつくっていくだとか、緑を植えるだとか、こういうことはこの地域の商売人としての当たり前のマナーだったって言うんです。暗黙のルールとしてこういうこと、みんなが守ってきたんだと。それが最近になって、もちろん外部資本の店舗がふえたり、地域のコミュニティが薄れたりして、そういうことが伝わらなくなってきてしまったので法律や条例をつくってでもこのことを書いて、判こを押させて守らせるっていうことをしないとできなくなった。それがとっても寂しいんだというふうにそのおばちゃん、言われました。私はなるほどなというふうに思います。本来はこういうものがなくても、だから将来的にはあの地域からこの景観計画がなくても、景観条例がなくてもそういう落ちついたたたずまいや町並みが残されていくというのが、最終的な目標なんだというふうに皆さんが話し合っていました。

私、まさに景観をやるというのはこういうことなんだと思います。地域のコミュニティの力を高めること、地域に対して回り近所に対して関心を持つこと、それから、町並みや地域でどういふふうに隣の人たちが暮らしてるのかと、そういう暮らしぶりにちょっと配慮をすること、そういうことで良好な景観が保たれていくわけですし、そういうことで地域の暮らしぶりが最終的に景観にあらわれる。

私は景観施策、景観行政をやるときに、まちづくりの一環の施策としてこういうことをぜひ考えていただきたい。もちろん色規制をしたり、建物をそろえたりすることも重要ですが、その先には、そこに住んでいる人たちにどういうまちづくりをしていきたいのかというところを形にしていく、そのお手伝いをするのが景観行政だと思っています。美しい町並みや落ちついた風情あるたたずまいを持っている町は、地域が安心して安定した暮らしぶりをしていることのあるらわれだというふうに思うんです。ぜひそういう考え方を持って景観施策に取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、市長そこら辺どういうふうにお考えになってらっしゃいますでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 地域の人たちの生活ぶりだとか、そういうのは景観にそのまま出てくると思います。そういうことから、これから景観の行政については、本当に幅広い角度で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ぜひ景観行政の重要性を認識していただきたいと思います。

あと、次、地産地消と観光振興の推進についてですが、先週田中議員がだいたい6次産業化としていろいろなプロジェクトを提案もされておりました。農政課長のほうから受け皿となる組織の体制づくりを目指していきたいと、先ほど市長も今後農・工・商・観の協議会をつくってやっていきたいというふうに言われておりましたけど、協議会をつくった先に、例えば具体的にどういう事業、どういうプロジェクトをやっていって、観光と農業を連携させようというふうにイメージされてるんですでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 小林議員の御質問にお答えいたします。

今地産地消を本年度から本格的に事業化に向けて検討中ではありますが、市長が申しましたように、まずいろんな関係の機関であるところの方にお集まりをいただいた中で、推進協議会をつくって、それから、その中である程度いろんな地産地消に関する問題について論議をしていただいた上で、それから、さきの田中議員のときにも申しましたけれども、これが法人化、やっぱり市がいつまでも推進母体になるのではなくて、やはり推進協議会が法人化をして、その中でいずれはもうNPO法人という形で運営できるような形、それに対して市が応援をするという形をとって、自由な発想で地産地消の部分ができるように推進をしていきたいという考えで、今推進しております。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 枠組みをつくるころまでは何となくイメージできるんですけど、

じゃあ、そのNPO法人が何をやるかというところに立ち戻ると、市長も先ほど言われましたけど、観光地としての湯布院を持っていて、そのマーケットを使えば十分に地元でとれたものを消費できるマーケットを持っているんだといいながら、実は観光と農業の連携をとというのは、もう合併前どころか、もう十何年以上前からさんざんいわれ続けてきました。観光と農業を連携させよう連携させよう、地元で取れた野菜を湯布院の観光の旅館やレストランで使えばいいんだということは、さんざんみんなが長年言い続けてきたのにできてない。そのできてない原因はなんだというふうにまず分析をされてらっしゃいますでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） いわれる観光と農業を結びつけるということの中で、私なりに農政課合併後ずっとおりますけれども、その中で課題となるその部分について考えて感じてきたことは、先ほど市長も申しましたように、いろいろと立場によって求めるものが違うというようなことから、ただ、今後考えていきたいと思うのは、湯布院の観光という大きな消費の部分について大事にしていきたいとは思いますが、今回行う地産地消の事業については、ただ単に湯布院との観光客相手の地産地消だけじゃなくて、市内にある農業生産とか、いろんな商工、それから、加工品というようなものを含めた中で、いろいろともくろみ案をしてみて、そういう中でできたブランド品とか、外に向かって販売ができるような形まで、その中で観光、湯布院の観光という中で、今観光客のほうで、由布市の中で湯布院にいてこれといったもの、この地域にいったらこれが土産品だというものがなかなかないというような部分を聞いてますんで、そういうものに育てられるようにしたいと考えています。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） よくわかります。ただ、私はいろいろやるのはいいんですけど、長年言い続けながらできてこなかったのはなぜかというところから丁寧にやらないと、またやりたいやりたいといってできないと、どうしてできない、長年かけていろんな人がいるのにどうしてできないんだろうというところをちゃんと丁寧に、多分それはなんとなく皆さんわかってらっしゃると思うんですけど、先ほど市長も立場によってそれぞれ意見や、求めるものや、価格が違う。実際にそうなんです、例えば湯布院にある旅館が地元でとれた野菜を使いたいからというニーズがあって、その地元の農家と契約して野菜をつくってもらおうとしても、実際に本当に旅館が欲しいときに欲しいものができるかどうかかわからないわけです。契約栽培して、例えば地元の農家でトマトをつくってくださいといって契約しても、実際にトマト料理を出そうとしたときに、それだけ必要なトマトが必要な分だけとれない。逆にとれたときには、一斉にどこもかしこもみんないっぱいとれすぎてしまっていて、旅館はそれを全部さばけない、そういうニーズや生産力はあっても、それがかみ合っていないということが一番大きな問題です。何度やろうと思

っても、できなかったのはそういうことがかみ合っていないわけです。そういうのをどういうふうにかみ合わせなきゃいけないのか、どういうふうにしたらかみ合うようになるのかということから、次の対策が生まれてくるんじゃないかなというふうに思うんです。例えばそういうことで、生産調整をすとか、あるいはいつ、どこで、だれがどんなものをつくっていて、一方ではいつどこでどんな旅館がどう食材を求めているのかという、そういう情報を例えば一元化をして、それをちゃんと調整をして、それは多分1件と1件じゃとても無理なので、そこで初めて中枢機能となるそういうNPO法人ならNPO法人が、そういう情報を管理しながら調整していくということは可能ではないかなというふうに思うんです。

まず、その情報を集めて、欲しい人がどこにいて、何が欲しいのか、それは今どこにあるのか、つくった人はつくったものをどこに持っていけばいいのか、そういうものの間に立つシステムというのが今までやりたいやりたいといって全然できていなかった、しかも例えば持ってきても、できるときにはいっぱいできる、でも旅館やる人はこれ以上要らないといったときには、余ったトマトを加工する技術ですとか、あるいは旅館のほうは旅館のほうであるものの食材で料理をつくる、そういう料理技術を磨くとか、そういうところの間に入る部分が一番抜けてるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうところの体制づくりが必要じゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（**瀏野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 小林議員の言われるとおりであります。そういうことを踏まえて、分析を今しております。先般も、これは始まったばかりですけれども、市内には農産物の直売所があります。その中でもやはり販売量の少ないものとか、それから、時期によっては湯布院と挾間では温度差がありますので、時期物において求められるものが違うときがあります。だから、そういうものを連携させるにはどうしたらいいかというようなことを、この間直売所の方とお話をしてますし、今後も進めていこうと思っておりますし、今プロジェクトチームを庁舎内で作っておりますが、そういう中でいろんなデータを、農産物だけにかかわらず、技術を持った人も含めて、そういう人のデータを集めようということを作業しております。そこでいわれるNPO法人の中で、将来的にはやはりホームページ等も立ち上げながら、情報をいかに集約して、そこで仲介というか、仲立ち的なものができればいいなということを目的で今考えております。

○議長（**瀏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ぜひしていただきたい。それも情報を集めて調整をするというのは、多分役場、あるいはNPO法人の事務所に座ってパソコンで流れてくる情報を伝えるだけでは絶対無理だと思うんです。本当に情報を集めるというのは、多分人が問題だと思う、だれがどういうふうに動くか、その中心になってる人が自分で歩いて行って、旅館の厨房を回って、ある

いは農家の畑を回って、その中心になる人が自分が歩いて今ああいう野菜をつくってるから、これはあそこのレストランに持って行ったら多分ニーズが合うだろうと、その人が私は一番問題だと思っんです。幾らシステムとか、形とか、法人組織をつくっても、そこで本当に自分の足で動いてつなげていけるのは、やっぱり最後は人だと思っんです。そういう人をきちんと育てる。その人たちを集めて法人化という形にしてバックアップしてあげるといことが一番重要だといふうに思っんですけれども、それは市長どうですか、そういう人を、それは行政マンがいいのか、あるいはそうではなくて、行政の人ではない人をそういうふうを集めてやってあげる体制がいいのか別だと思っんですけど、私はそういうことを本当に身を賭してやってくれる人を確保する、育てるといことが一番この事業の成否を握るかぎではないかなといふうに思っんですけど、そういうことを育てていくといお考えについてはどう思っれますでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 今回そういう職員も配置をして、その職員がブランド化ができるまではやり遂げるといぐらいの精神でやると。今話いつてる調整役といいますか、これが一番大事なことだと思っんですので、その職員がその調整もできるようになればいいと思っっております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） それができるまではその職員を専門的に配置すると市長が言われてますので、農政課長、農政課長は退職された後もこれに身を賭してやるぐらいの覚悟で、ぜひ取り組んでいただきたいといふうに思っんです。

それから、こういうことをもちろん行政が一緒に旗を振ってあげてやれる人たちと一緒に立ち上げるのもあるんですけど、今既にいろんなことが実験的な取り組みもたくさん各地でされていると思っんです。そういうところもぜひつないでいただきたい。ちょっと御紹介で新聞記事を配らせていただきましたけど、湯布院の旅館組合の若い人たちが、湯布院の農業者の有志の人たちと一緒に提携して、湯布院盆地米プロジェクトといのを始めたそうです。湯布院に泊まってくれたお客さんに湯布院でとれたお米をプレゼントで送ると、そのために湯布院の盆地でつくったお米をぜひその旅館に卸してくれといふようなことで、農協として市場に出すお米を湯布院のこの盆地米の流通に乗せて、お客さんに提供するために農家の人と提携をしてるといふような取り組みを始めて、去年から始めたそうですけども、大分ことしも勢いがついてきて、こういうことも自主的に始めてるわけです。観光関係の人が自分たちで農家の人たちとネットワークをつくって、こういう取り組みをしようとしているのもありますので、ぜひこういうところの動きも市としてコミットとしてあげて、一緒になったサポート体制をつくっていった上げてほしいといふうに思っんですけど、課長、この盆地米プロジェクトに対しては、どのような今後対応されていっていただけますでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 盆地米のプロジェクトに関することでありますけれども、今までは旅館組合のほうからの独自の活動ということでされてましたけれども、ことしの3月に1年間の反省というようなところにお邪魔させていただきました。そういう中でやはり農家の方も来ております。こういう中でやはり大事だなと思いますので、先ほど言いました地産地消事業の中で、こういう方の御意見と、それから、また来年度以降、また事業化ができれば検討をしてみたいというふうに思ってますし、大事にしたいなとは思ってます。

○議長（瀧野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ぜひ期待をしています。本当に地産地消というか、地場のものを、観光と農業をつなげるというのは、悲願のように言われ続けて、今回そこまでの意気込みで市長も重点施策を立ち上げて、それもまた形だけで終わってしまったとなると、本当にまたかというのは繰り返してほしくないの、ぜひ1つでも2つでも具体的なものにつなげられるように期待をしたいというふうに思います。

国際交流事業について移りたいと思いますが、先週溝口議員も大分いろいろおっしゃっておいりました。国際交流事業についてどういう目的でいくのかというのを、資料で配っていただいてありますし、今市長も答弁の中で言われました。今回、江陵市にいくということが、国際交流事業の推進のためにどういう目的で江陵市だったのかというのがいまいまいちわからないところなんです。なぜ江陵市なのか、それはたまたま湯ノ平のツール・ド・湯ノ平で御縁があったからというのはわかります。けども、たまたま御縁があって、その呼ばれたからいくというだけでは全然理由にならないと思うんです。例えばたまたま御縁があって向こうから来てくれて、今度来てくださいといわたから、そういうところに調査団を出しますというと、今後そういう交流があったところには全部調査団を出していくのかという話にもなります。どうして今回は江陵市と交流するのはいいんですけれども、今回の江陵市の交流がどうして国際交流事業の調査目的に位置づけられたのかというところが見えないんですけど、そこら辺もう一度説明をしていただけますでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。小林議員の御質問にお答えします。

今回なぜ江陵市かということですが、溝口議員のときに市長が答えましたように、きっかけはツール・ド・湯ノ平を通して向こうの市役所の職員が見えたということがきっかけで、今年度江陵のほうから強く神楽と訪問団の招待を受けたというのが大きなきっかけです。

さらに、江陵市は日本の秩父市とも交流を既にしておりまして、そういった状況も参考になるのではないかとということと、江陵が1つの韓国では観光を主体事業とした町であるということで、

スポーツ大会とか、そういった大会を町の産業の活性化の核として取り組んでる町であるという
ようなことで、由布市も観光の湯布院地域を抱えておりますので、そういった観点で江陵市に訪
問団を派遣するという事になったわけでございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） たまたま御縁があつて強い招待を受けてきたから、あるいはほか
の地域とも交流しているからというのであれば、別に江陵じゃなくたって山ほどあります。交流
がある町、例えば由布市と交流がある町なんて世界じゅうにあります。どうして江陵だけそうい
う調査団を出すのかというのが、一番私はわからないんです。由布市あるいは湯布院の観光にと
つてといわれましたけど、じゃあ湯布院の観光にとって御縁の深い町なんてというのは、長年昔
から世界じゅうにあります。それこそクアオルト構想を学んできたドイツのバーデンバーデンと
か、バートクロチンゲンとか、あるいは観光の意味では先進的なお手本をいつも見せてくださ
っているスイスのチェルマット、あるいは映画祭や音楽祭でつながっているフィンランドのソダン
キュラ、山ほど世界じゅうに御縁があつて交流を続けてきてる町あります。

そういう山ほどある中で、たまたま今回江陵から御招待受けたからいきますと、行くのはいい
んですけど、それが国際交流事業の目的の調査だというところが、私は理解できないんです。こ
ういう世界じゅうと交流がある町から、ぜひじゃあうちにも来てくださいといったら、みんな世
界じゅうに調査団出して、市長、議長世界じゅうを歩いて回るんですかという話です。しかも、
今回調査団だというふうにいわれますけど、市長や議長がみずからいらっしゃると調査だけでは
済まないのはわかってますよね。行って、ようこそようこそといって握手をして帰ってきて、じ
ゃあ、これからも交流しましょうという話に当然なつてきますし、そうなるとうして江陵に特
別にこういう交流事業だけを、江陵だけにしていくのか、世界じゅうから入ってきた話はどうす
るのかというところが見えない。

私は行くなといってるんじゃないです。国際交流をするなといってるんじゃないんです。も
ちろん国際交流は必要ですし、こういう事業もどんどんすべきだというふうに思うんです。ただ、
私がいいたいのは、そういう国際交流をするのであれば、する前に由布市としてはどういう国際
交流、どういう国際関係をつくっていきたいのかという基本的な考え方をしっかり持ってからい
かなきゃだめだと。そういう基本的な考え方があるから、今回韓国の江陵にこういう目的で行く
んだというところが見えない。たまたま話が来たからではだめだと思ふんです。

先ほども言われました今年間20万人を超える外国人観光客が由布市を訪れてると、それに対
して国際感覚を身につけなければいけない。国際感覚を身につけるために江陵市に行くというこ
とが、どういう国際感覚を身につけようとさせているのかということも問われますし、例えばも
うちょっと話を進めますと、今折しも日本の官公庁が外国人観光客を今後10年間で1,000万

人から2,000万人にふやすという大キャンペーンを張っています。ビジットジャパンという大キャンペーンを張っていて、その主なターゲットが韓国と台湾と中国です。そのおかげで由布市にも、あるいは湯布院にも韓国や中国から大変多くのお客さんがふえてきています。そのことに対して、由布市は今後そういう韓国や中国や台湾のお客さんに対してどういう国際交流事業をしていこうと思っているのかというところを、ちゃんと今のうちにつくらなきゃいけない。それを私がいいたいんです。

具体的に、例えば今後江陵市に行って、韓国人観光客を誘致してきたいと思っているのかどうかということです。今回江陵市に行って、国際交流を進めていった後、湯布院の観光客に韓国人誘客キャンペーンを張ろうみたいな、そういう目的があるのかなのかというようなことにつながるとは思うんですけど、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（**瀏野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 総合政策課長です。小林議員の御質問にお答えします。

まず、今回行ったことを契機に、今姉妹都市とか、交流都市を結ぶということについては、まだ決まっているわけではありませんし、当然のことながらその点については江陵のほうに強く申し込みといいますか、招待を受けたときにそういった最終目的じゃないんですよということをはっきり申し上げております。

今言いましたように、今回の訪問団によりまして、今後の由布市がどういう国際交流に取り組んでいけばいいのかというようなこと、それとさらにアジアの中国、韓国については大分県も力を入れてるというようなことから、アジア圏内であるということで、今回江陵という機会もありましたので、そういうことになったということです。

それが即、じゃ湯布院の観光、韓国の観光客を誘致する大キャンペーンを張るのかということですが、そこは今後の湯布院の方々とも協議しなくちゃならないし、今回派遣団とともに、その後設置する検討委員会の中で十分に検討した上で、アジア地域との国際交流のあり方というのを検討していきたいということが目的で行くということでございます。

○議長（**瀏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） わかりました。ただ、私はそれを先にちゃんと考えておくべきだということを言いたいんです。行ってようこそようこそといわれて、交流して、向こうで握手して、和やかな国際交流関係を結んで帰ってきた後、ぜひ友好姉妹都市提携を結びましょうといったときに、いや、そこは違うんですといえるかという話なんです。

例えば韓国やアジアのお客さんに対して、今後由布市の国際交流をどちらの方向に持っていくのかというのは、すごく大きな問題です。例えば今一気ににわかにはふえている韓国や中国の外国人観光客の受け入れ態勢をどうするのかという話にもつながっていくというふうに思うんです。

もちろん外国からたくさんのお客様が来てくださるのはありがたいことなんです。ありがたいことですけれども、一方でやっぱり文化の違う、風習の違うお客さんが来ることによって、それも一気に来ることによって地元に変な問題もいろいろ持ち上がってるのが現実です。特に最近多いのは、韓国だけではありませんけども、大型バスでどどっと乗りつけてきて、大きなバスで乗りつけて地元の土産屋さんや温泉なんかをあさるだけあさって帰って行ってしまふ。しかもそれは文化や風習が違いますからマナーが違って、例えば温泉に入っても温泉の中でものを食べるとか、あるいはレストランに入っても注文せずに外で買ったものを食べて行ってしまふとか、お土産屋さんの試食なんかでも試食を全部食べあさって帰って行くとか、あるいはトイレの風習なんかも違いますので、そういう文化や風習が違うことによって、本来の湯布院のもともとのリピーターのお客さんがそういうものを嫌がって離れて行ってしまふということも現実にあるんです。もちろん韓国や中国のお客さんが悪いといってるわけじゃないんです。もちろん韓国や中国からいらっしゃるお客様でも、そういうマナーをきちんと守って、良質な観光をしてくださる人はたくさんいます。けども、今一気になだれ込んできているところに、きちんと由布市としてどういう対応をするのか、地元としてどういう対応をするのかということをやちゃんと掲げておかないと、例えば公共施設の外国語の表記どうするのかという話にもつながります。別府市は今4カ国語表記を基本にしているそうです。韓国語と北京語と広東語と英語を出すと、由布市は今後そういうことをどう考えるのかという話にもつながると思うんです。

ちなみに今湯布院の観光協会は4カ国語表記はしないと、英語と日本語の2カ国語だけにすると、それは国際スタンダードである英語表記がきちんとされていけば、あとは十分だということなので、観光協会のほうは2カ国語表記ということの方針で決めてるということなんですけど、そういうことを由布市としても今後国際交流事業をしていくときに、どう考えるのかということをやちゃんとしておかないと、先にこういっているんなところを見てきていらっしゃるいらっしゃるやっって、関係をつくってきて、後でわっところられて対応できないという話になるので、ちゃんとそういう考え方を基本的に考えて、掲げてから、国際交流事業をやってくださいということをお願いなんです。そこら辺どう考えられますでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今危惧される部分十分私もわかっておりますが、こういうのはやっぱり1つの縁というのがあります。契機、縁というか、外国との交流というのはなかなか、今言われるように調査を全部しても相手が嫌だといえられないものであります。そういうことから、今回これを契機にして、今言われるようなことも十分取り組みをしていかなくちゃいけないし、先にそういう形をきちっとつくってやるべきだったというふうにいわれればそうですけども、そういうことも考えながら、今回はそれを踏まえて行って、また新たにそのことを経験した上でつく

りだしていくということもあるんじゃないかなと思ってます。

○議長（**瀏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 私は行くなといってるんじゃないんです。本当にぜひ行っていただきたいし、市長も議長もぜひ向こうの人たちといろいろ交流はしてきていただきたい。だけど、全部事前に調査しろというのではなくて、基本的な考え方をしっかり掲げてから、対等な交流のつき合いをしてくださいということなんです。ぜひ今後国際感覚身につけるという意味では、由布市としてはどういう国際関係をつくるのかという基本的な部分を指針に掲げていってほしいなというふうに思います。

時間がなくなってきましたが、最後道路整備計画の前に地域審議会の公募枠について、挟間では6名、応募枠が5名だったところに6名来て抽選をしたけれども、最終的に局長判断で6人入れてくださったということなんですけども、湯布院は15名応募があつて11名で抽選をして、結果5名にしてしまったと、前回の私質問のときに、この公募枠5名というのを柔軟に対応できませんかといったら、多分総合政策課長だったと思うんですけど、局長判断で柔軟に対応はできるという御答弁だったと思います。事実挟間の振興局長は柔軟に対応してくださったと思うんです。湯布院の場合は11人応募があつたときの柔軟な対応というのはどういうふうに検討されたんでしょうか。

○議長（**瀏野けさ子君**） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（**古長 雅典君**） 3月議会のときに総合政策課長が、それぞれの振興局が裁量の余地があるという答弁をいたしましたけれども、既に2月の市報で公募委員の募集を行っております。その時点でもう5名というところで、事務局は残りの10名についてそれぞれの地域性ですとか、組織の代表者ですとか、内々に話を進めておりましたので、あえて6名、7名という、混乱を招かないように粛々と5名で抽選をしたということでもあります。

○議長（**瀏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 柔軟に対応するつもりはなかったということでしょうか。

○議長（**瀏野けさ子君**） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（**古長 雅典君**） 柔軟に対応するという部分は、次回の地域審議委員の募集の段階から考えたいというふうに思っております。

○議長（**瀏野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 総合政策課長です。3月の議会後、各振興局が集まりまして、その点を協議しました、抽選会の前に。今回は、もう5名で応募してるので、原則5名でいこうということを原則として確認をし、今後の対応については、今回また2年任期がありますので、その間十分また協議して、応募枠の拡大も含めてですけども、検討していきたいということを協

議したところでございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 私とっても残念なんですけど、どうしてかという、決めたことがどうして変えられないかということをお願いののではなくて、どうして地域審議会にこれだけ由布市民の、あるいは湯布院地域の人たちが興味を持って応募してくれてきたのかと、そのことを私はちゃんと重く受けとめてほしいと思うんです。特に、2年後といいますけれども、今回の地域審議会のメンバーは非常に重要な議題を扱うことを、前々から市長もいってらっしゃいます。庁舎問題については地域審議会に案を出して、意見を聞きたいと、そういうことを聞いた市民の人たちが、ぜひ庁舎問題を自分のたちのこととして考えて話して審議をしたいと、積極的にそういう行政の審議にかかわりたいといってきたりしてきてくださってるんです。その思いを公募は5名ですからだめですと、ぴしゃっと窓を閉じてしまうという、私そのことの意味のほうがとても大きいと思うんです。せっかくこうやって市民の人たちが自分たちで行政に参加をして、自分たちで審議に入って、声を届けて、自分たちで話し合おうとしていることが、どれだけ重要か。それをぴしゃっと窓口閉めてしまうと、今後応募してきませんよ、市民の人たちは。やっぱりそういうことを一番大事にしてもらいたいです。住民参加のまちづくりというのであれば、参加の場をなるべくふやそう、これだけ応募してきて意見をいう、もちろん個人的な思いが強い人たちもいろいろいますし、立場が偏るかも知れませんが、それでもその思いを持って応募してこようという市民の行政に対する行政参加の意識を大事にしてほしかった、そこにせめて裁量の余地があって、ちょっとでもふやしてほしかったということをお願いなので、もちろん2年後もそうですけれども、今後これ、今回の地域審議会のことだけではありません、そういう市民の行政に対する関心が合併後ますます薄れている中で、こういうことをぜひふやしてつくっていただきたいということを、私はいいたくて、あえてこの議題を取り上げました。

ぜひそこは今後、柔軟にだけではなくて、根本的に市民の意見をどういうふうに行政に参加させるのか、その場をどういうふうに柔軟に設けていくのかということ、しっかりと考えいっていただきたいなというふうに思います。

道路整備計画まではたどり着きませんでしたけれども、これもまた改めて次の機会にでもお聞きしたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（**刈野けさ子君**） 以上で、6番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで今回の一般質問はすべて終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時15分休憩

午後 1 時15分再開

○議長（**淵野けさ子君**） 再開いたします。

甲斐裕一議員から、所用のため午後 2 時まで欠席届が出ております。

ここで承認第 5 号について執行部より発言の訂正の申し出がありましたので、説明を受けます。
市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 大変済みません、会議に先立ちまして 6 月 2 日の本会議の提案理由の説明におきまして、承認第 5 号由布市火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてにつきまして、3 月 3 1 日に専決処分と申し上げましたのは、4 月 1 日の誤りでございました。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（**淵野けさ子君**） 消防長。

○消防長（**平松十四生君**） 消防長です。今市長が申し上げました承認第 5 号の専決処分の日付につきまして、6 月 2 日の詳細説明の中で、3 月 3 1 日と訂正をお願いをいたしましたけど、4 月 1 日でございましたので、発言の訂正をお願いします。

○議長（**淵野けさ子君**） これより各議案の質疑を行います。

発言につきましては、議案ごとに通告書の提出順に許可をいたしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いいたします。

日程第 2. 報告第 2 号

○議長（**淵野けさ子君**） それでは、日程第 2、報告第 2 号平成 2 1 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第 3. 報告第 3 号

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、日程第 3、報告第 3 号平成 2 2 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第 4. 報告第 4 号

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、日程第 4、報告第 4 号平成 2 1 年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を

終わります。

日程第5. 報告第5号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第5、報告第5号平成21年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第6. 諮問第3号

日程第7. 諮問第4号

日程第8. 諮問第5号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第6、諮問第3号、日程第7、諮問第4号及び日程第8、諮問第5号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第9. 承認第2号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第9、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第10. 承認第3号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第10、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第11. 承認第4号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第11、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 改正条文の中に、法何条というのが出てきます。その法とは何を指しているのか教えていただきたいと思います。国民健康保険法でいいんですか。

2つ目は、国保には課税対象、基礎課税と後期高齢者支援金等課税、介護納付金課税がそれぞれあります。課税限度額を2つのみ引き上げるという今回の理由です。それを教えていただき

いと思います。

○議長（**刈野けさ子君**） 西郡議員ちょっと聞きたいんですけど、法何号というのは、平成22年法律第4号のことを指してるんですか。

○議員（**12番 西郡 均君**） いやいや、ここに解説している法はいいんですけども、改正の条文中に出てくる、法がずっと出てくるよね、ところどころに。わかります。

○議長（**刈野けさ子君**） 具体的に言ってあげてください。

○議員（**12番 西郡 均君**） まず、上から5行目の法第314条、13行目の法第703条、法というのが出てきますけども。

○議長（**刈野けさ子君**） 保険課長。

○保険課長（**津田 淑子君**） 保険課長です。12番、西郡議員にお答えいたします。

まず、御質問にありました法のことでございますが、済みません、通告に従って、課税限度額のほうから説明をさせていただいてよろしゅうございましょうか。

○議員（**12番 西郡 均君**） お願いします。

○保険課長（**津田 淑子君**） 課税限度額の意味でございますが、国保税については、基礎課税といわれる医療費に充てる医療分、それから、後期高齢者を支援するための高齢者支援金分、そして介護保険に納付する介護保険分として40歳以上65歳未満の方が納める介護保険納付金の3つからなっております。

課税限度額とは、1世帯1年間当たりの医療分、支援金分、介護分それぞれの算出税額の上限額のことです。

次に、課税限度額を今回引き上げたり据え置いたりした理由についてでございますが、課税限度額の医療分3万円、後期高齢者支援金分1万円の計4万円の引き上げにつきましては、医療費の増大が続く中で加入者の所得の上昇を見込むことが難しいため、総体的に所得のある方に多めの負担をお願いせざるを得ないとの判断から行われたものでございます。

また、介護分の限度額につきましては、21年度に9万円から10万円に引き上げられましたので、今回は据え置きとなっております。

法の703条でございましたですか、地方税法でございます。

○議員（**12番 西郡 均君**） 地方税法、はい、わかりました。

○議長（**刈野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**刈野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第12. 承認第5号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第12、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「**由布市火災予防条例の一部を改正する条例**」を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第13. 承認第6号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第13、承認第6号専決処分の承認を求めることについて「**平成22年度由布市一般会計補正予算（第1号）**」を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第14. 議案第46号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第14、議案第46号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第15. 議案第47号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第15、議案第47号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。15番、**田中真理子さん**。

○議員（**15番 田中真理子君**） それでは議案47号について少しお伺いします。

少し真剣に読めばわかると思うんですが、もう少し改正点を具体的に説明していただけないでしょうか。どれくらい時間が短縮になるのかとか、どのくらい休みがもらえるのかとか、具体的な日数、時間はわかりますか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 人事職員課長。

○人事職員課長（**柚野 武裕君**） 人事職員課長です。田中議員にお答えいたします。

今回の改正内容につきましては、3歳未満に満たない子がある職員が請求した場合におきましては、正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならないということでございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） 所定以外の勤務時間をさせてはならないということは、残業とか、そういうことなんですか。例えばちょっと調べたところ、1日6時間が可能になるとか、そういうことはないんですか。そういう届け出が出れば。

○議長（**瀧野けさ子君**） 人事職員課長。

○人事職員課長（**柚野 武裕君**） 人事職員課長です。田中議員にお答えします。

今回の規定におきましては、所定の勤務時間以外の勤務をさせてはならないということのよう
でございます。ですから、短縮とか、そういったことではないようです。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第16. 議案第48号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第16、議案第48号由布市職員の給与に関する条例の一部
改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わ
ります。

日程第17. 議案第49号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第17、議案第49号由布市青少年問題協議会条例の一部改
正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わ
ります。

日程第18. 議案第50号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第18、議案第50号由布市乳幼児医療費助成に関する条例
の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。
12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今回の附則をごらんになってください。一番最後のページです。
附則の第2項で、由布市児童医療費助成に関する条例、平成22年条例第3号以下9条例を廃止
するというのが上がってます。これが引っかかるのが、4項に引っかかるのが、以下でどこで出
るかというのと、4項で新条例の施行の際、現に廃止前の旧条例の規定により、保険医療機関等
において児童にかかる医療費の保険給付費を受けたものに関してはその効力を有するというだけに
引っかかるんです。

ところが、5を見ていただきたいんですが、これは新条例の施行日以前に旧条例の規定により
なされた処分、手続、その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続、その他
の行為と見なすという旧条例は、両方指すんですよ、従前の条例も。

だから、従前の条例というのは溶け込んで旧条例とはいわないというふうにいるんかも知れん
けども、旧条例を由布市児童医療費助成に関する条例だけに限定したらいけないんじゃないかと
いうふうに思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**宮崎 直美君**） 子育て支援課長です。12番、西郡議員さんにお答えいたし

ます。

附則の 5 項につきましては、主に登録手続と関係を規定しています。旧条例とは、規則の第 2 項で由布市児童医療費の助成に関する条例を定義しています。4 月 1 日から施行した児童医療費については、施行規則第 2 条関係に規定する児童医療費受給者資格の登録申請が必要となります。

で、10 月以降の子ども医療費についても受給者を台帳に登録することが必要となりますので、旧条例である児童医療費の登録をしている方は、新たな申請をしなくても移行できるようにするために、5 項で規定しております。これは受益者の手続上の便宜を図るためのものです。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12 番、西郡均君。

○議員（**12 番 西郡 均君**） 実は、従前の乳幼児医療費の助成に関する条例が、今度新しく子ども医療費の助成に関する条例に変わったんですね。だから、従前の条例というのが旧条例を指すんなら、5 項も適用されるんですけども、5 項で旧条例、2 項で旧条例とっているのは、由布市が今年度定めた児童医療費助成に関する条例だけなんです、旧条例というのは。だから、今言った登録の事務だけじゃなくて、すべての手続に関して、かつての由布市乳幼児医療助成に関する条例も従前の条例もこれは 5 項は引かかるんで、旧条例という言い方だけじゃいけないんじゃないかというのが、私の主張なんですけども、常任委員会で十分議論してください。再度、委員長にお尋ねいたします。答弁はいいです。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第 19、議案第 51 号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第 19、議案第 51 号由布市下湯平共同温泉条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。まず、13 番、太田正美君。

○議員（**13 番 太田 正美君**） この条例は、さきの三重野議長のときに下湯平蓑草共同温泉組合という名前で、この議会で議案として出ました。そのときにも質問をいたしました。それで事業計画が余りにもあいまいではないかと、会員等利用者の把握とか、この料金体系が先々行き詰まるのではないかとというような質問をさせていただきました。その中で 1,200 円と 1,500 円という利用料金を決定しました。そしてまた再度このたび 2,400 円というふうに増額の決定をされておりますが、全体の事業計画がほとんど見えない中で、料金だけの設定をこのように変

えていくということにちょっとまだ見積もりというか、甘いのではないかという気がします。それと子ども料金と大人料金というのを設定する必要があるのではないかと、なぜいうかというのと、これは単に1人1人の利用ではなく、各個人単位の、一家単位の利用が主ではないかと思うんです。そうするとその中に、大人が入るときには当然子ども一緒に入るというような利用形態の中で、枠組みを例えば同じような条例の中に、乙丸共同温泉組合の利用料金もありますけど、ここは一家が3人までと4人以上というふうに料金体系が違っております。単価も随分安いんですけど、そういうものと整合性を少し考えての設定なのかどうかをお伺いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 湯布院振興課長。

○湯布院地域振興課長（**足利 良温君**） 13番、太田正美議員の質問にお答えします。湯布院地域振興課長です。

御存じのとおり下湯平共同温泉組合より、定期券の発行要望がございました。私も毎日ではないんですけど、月々二、三回は利用させていただいております。どうも状況を見ると、成人高齢者が多くて、若い子どもさんが少ないというわけじゃないんですけど、なかなか運営に苦慮しております。

で、現在、定期券の発行をしたいと、それで毎日入って月に3,000円です。2割引にして2,400円の改定の要望がございます。3歳以下は無料にしておりますけど、収入は乙丸と比べて少ないんです。日に40人ぐらいの利用者です。だから月に400人ぐらい、もうちょっとありますか。1,200人ですけど。それで温泉の質も余り鉄分が多くて、乙丸みたいなきれいな透明の温泉ではないのも原因があるんじゃないかと思っておりますけど、とりあえず下湯平温泉組合もうちょっとふやそうと、そして結局清掃する人もおりません、それから、管理人もいません、それで管理運営上100円、大人100円、子ども100円でいっております。

以上、お答えいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 実は私が前に質問したときのことを読みましたか。私も実際にいって、これでは料金の管理体制としては不十分であるというふうな質問をしました。

例えば、これは年額会員券みたいなものはないわけですね。

○湯布院地域振興課長（**足利 良温君**） ないです。

○議員（**13番 太田 正美君**） 私どもの岳本にも共同温泉組合の管理組合があります。そこは年額会員というのも別にあります。その人は別に入ろうと入るまいと協賛会員ですので、そういうのも募っております。

ですから、やはり経営が多分成り立たないからこの料金を設定してきたんだと思うんですけど、やはり例えば市長に年会員になってもらうとか、そういうふうな広い会員を募ることによって、

経営をもう少し安定させるような知恵を使わないと、また市のほうにこういう経済的な補助金の申請が出るとかというふうになるんで、もう少し知恵を使ってほしいなと思います。要望です。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、2番、廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 太田議員と関連です。太田議員に全部しゃべられてしまいました。2番、廣末英徳です。

私もお伺いしたかったのは、私も乙丸温泉館、皆さん御存じのとおり4月1日から施行されてますけども、乙丸1の場合です、わかりやすく出してるんです。これをなんでしなかったんですか。（発言する者あり）乙丸区、乙丸温泉。まず、さっき言った40名掛ける1,200人として、課長ちょっとまた計算間違ってるんじゃないですか。入浴月額定期券3,000円といいましたけども、1人入浴料見ますと200円だったら6,000円じゃないですか、その点と、そうですね。

これはあくまでも条例ですから、条例したとおりにお金もらわなくちゃいけないんじゃないかと思うのと、その2点。

もう1点が、乙丸の場合、こういう今太田議員も説明がありましたけども、乙丸温泉館の場合、1世帯当たり3人までが1,300円、1世帯当たり4人以上が1,600円なんです。ということは、御夫婦と子どもまで入れて1,300円という意味なんです。見ますと100円とか、3歳未満の場合無料とかというのも書いてませんし、3歳から中学生までは100円、中学生以上が200円と、そうですね。今度の、これは前も今回も同じです。今回改正されたのが1,200円が、月額定期券が1,200円の2,400円と、一遍に倍以上になっても大丈夫ですか。

その点ちょっと3点だけお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（**足利 良温君**） 湯布院地域振興課長です。2番、廣末英徳議員の質問にお答えいたします。

私、単純に乙丸温泉館と比べて見ても利用率が全然、下湯平と違います。下湯平は多分川西交流センターをモデルにやっているといます。川西交流センターの温泉は、機械警備をしております、子どもでも100円入れんと入れられないような状況になってます。下湯平は大人も子どもも一応100円です。そしてこういう箱がありまして、それに入れるような仕組みになってます。

それで、今度はリピーターをふやすためじゃないんですけど、定期券の発行の要望がございました。それで徐々に下湯平地区に売って歩こうという作戦みたいです。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 廣末英徳君。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 私言ったことを全然答えてくれなかったですね。じゃあ、皆さんにするならば、倍だったらできないでしょう。1,200円が2,400円ですよ。皆さんびっくりされるんじゃないですか。

ということは、乙丸の例みたいにまねをしないで、家族券がと言ってるんです。1人が2,400円ですよ、これ。そうです家族券が3名までが1,300円だと、もう少し薄利多売を願うなら安くした方がいいんじゃないかなと、それを答えてほしかったんです、私が言いたいことは。

そして200円と書いてあるが、あそこに行くとも当然行って見ました。鉄分が多い温泉かなと、私たちも入りきりません、入ったらこれ大丈夫かなと思う、鉄分は鉄分でいい温泉だとわかっております。で、200円と書いてあるが100円なんです。じゃあ、こういう条例で後からちょっと総務課に聞きたいんですけど、200円と条例を決めていて、210円は取れないでしょうけど、100円でいいんですかね、それを1回ちょっと総務課に聞きたいです。

あともう一度、2,400円ということは、地域の人、温泉委員会等で協議がされてると思うんです。それをされているのかされていないのか、私もきょうここで話す以上、地域住民皆さんにいろいろとお話を聞いております。そのお話とあとちょっと総務課今の点をお願いします。

○議長（**浏野けさ子君**） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（**足利 良温君**） 地域振興課長です。当然、これ下湯平温泉協同組合がございます。畑、小平、幸野、それから、蓑草入っております。おおむねどうしても温泉効能にございますから、蓑草からとか、畑からとか、車を使ってわざわざ入りに来る人はそんなに多くございません。一応温泉組合のほうから2,400円の定期券を発行したいというお話がありました。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 総務課長。

○総務課長（**佐藤 式男君**） 総務課長です。お答えします。

この条例のこの金額というのは、上限設定をされてるんです。この金額を上限にして組合で金額を決めて、市長の許可を得るという形になってますんで、あくまでもこれは上限として見ていただきたいというふうに思います。

○議長（**浏野けさ子君**） 廣末英徳君。あと1回です。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 今度が最後でございます。上限決定だと、私もそう思いました。それをなぜ上限決定と書いて、一文書いてもいいですね。何も書かなくていいんですか。条

例の中に、この中じゃなく、はい、そういう説明も受けております。あえて誤解いたしました。

なぜ、幸野の方は、今課長が言ったのは水地が抜けてました。そうですね、4地区ですね。幸野の方が民意で掃除等をしてると、そういうことですよ。10時から21時までと、21時になりましたら、幸野の方が当番制で掃除をされてる、私すばらしいことだと思うんです。決してどうだこうだと言ってるわけじゃないんです。やっぱり地域が自分たちの財産は自分たちで守り育てると、もしできなかつたら指定管理者を利用しながら応援していただくと、そんな制度はすばらしいものだと思いますけども、その点ちょっと2,400円、これ本当にいいんですか。2,400円を、これから私がいわんとすることは、乙丸とかの条例を見ながら、各家族に皆さん委員会で決めたことが下まで、末端まで行ってません。できれば家族券を出してもらって、月に100円なら3,000円ですよ、全員の家族が5名なら入れるといたら、そのほうがまだいいんじゃないかなと思うんです。そういうことを検討してほしいから、きょうこういう話をただけです。

以上です。ありがとうございました。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第52号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第20、議案第52号由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これは4月1日からもう既に施行されていることなんですけども、実際に条文化するということで、最後の附則が公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するというふうになって、よくわかるんです、議会が6月議会ですから。ところがこの前の前の議案を見ると、あれは何やったかな、青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の適用が20年4月1日から適用するというふうに、2年前にさかのぼってるんです。こういう適用のさかのぼりというのはどこら辺まで許容範囲があるんですか、忘れておったらそこにさかのぼって適用するんか、それとも公布だけして、実際施行については触れないとか、いろんなことがあろうかと思うんですけど、そこら辺の基準があつたら教えていただきたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 本来総務のほうでお答えいただくべきかと思いますが、議案52号絡みで出ましたので、私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

本来、さかのぼって施行するということはございません。ただ、法的拘束力を後から付与しようとしてるだけで、実際は施行不能なんですけど、こういった表現を使っております。このこと

が適切かどうかということは、大変疑問があります。今後は3月の定例会に間に合わなくて、6月にこういった形となる分については、当然のことながら専決処分して4月1日から施行すべきというふうに考えておりますので、そのような取り扱いをしたいと思います。

以上です。

○議長（**刈野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） ちなみにその前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でいろいろやっていますよね、組合費を天引きするとか、共済費を天引きするとか、そういうのは既に行われていることじゃなかろうかと思うんですけども、この施行日を見ますと公布の日から施行するになってるんです。

だから、今次長が答えたのも含めて、どういうふうにするかという基準は、次回はまた聞きますので、そのときまでに見解を統一して、きちんと答弁してほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（**刈野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第53号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第21、議案第53号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第22. 議案第54号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第22、議案第54号平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次、発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告順で行います。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。質疑の通告がありませんので、歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、3款民生費について、まず15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） 3款1目2項19節です。社会福祉総務費の高齢者福祉の負補交です。一番下にあります高齢社会をよくする女性の会というのについて、少し内容とだれが出席、こういう会があったんですか、ちょっとその辺についてお伺いします。

○議長（**刈野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。15番、田中議員の御質問にお答えをいたします。

本件の高齢社会をよくする女性の会の件についてでございますが、この負担金につきましては、ことし9月25、26日に別府市で開催されます高齢社会をよくする女性の会第29回全国大会イン大分県の大分県としての開催地負担金でございます。

高齢社会をよくする女性の会につきましては、昭和58年に創設され、高齢化社会への対応と構築に向けて地域、家族という人生の現場から女性の視点を踏まえて、高齢社会のあり方について提言し、実践することを目的に活動しております。

この大会は、全国の各県持ち回りで、ことしが大分での開催になっており、世界の平和と豊かな高齢社会をテーマに、記念講演、交流会、分科会が行われるようになっております。

参加規模は2,000人から3,000人となっております、県内の各種女性団体で実行委員会が形成されております。参加者につきましても、県内の各種女性団体のほうからの方が主になるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） 各種今女性団体と出たんですけど、これまでいってるんですか、1回はどなたか出席をしてますかね、新規、もう58年からあるんですよね、大分県で今回は開催されるんですよね、そのためのお金を払うんですよね。これまでもよそであっていてもだれか出席しているんですかね。

○議長（**瀧野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 田中議員にお答えいたします。

今回で29回目になります。それで大分のほうにも高齢社会をよくする女性の会がございます。その会として、確認をしておりますが、参加してると考えております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） 最後に、由布市では入ってはないんですか。これを納める以上、入ってるんですよね、高齢社会をよくする女性の会に、どうなんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） お答えいたします。

この会につきましては、NPO法人ということで組織されておりますので、自治体というより、個人で加入している方もいらっしゃるかと予想されます。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 同じく19節の負補交の火災警報機の補助金ですが、これは何月締め切りで、何件分と、各町ごとの申請者数がわかりますか、これで最後なのかどうかお伺い

しいます。

○議長（**浏野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。13番、太田議員の御質問にお答えいたします。

本補助金につきまして、若干経過を申し上げさせていただきたいと思っております。本補助金につきましては、昨年の7月補正予算で経済対策臨時交付金を活用し、予算措置をされております。住基をもとに単身あるいは高齢者世帯を対象としてということでもしまして、約4,000世帯を対象に必要な書類を郵送し、市報にも掲載し、自治委員さん、それから、民生委員の定例会においても制度の周知をお願いしております。しかし、その申請件数が予想を下回る件数であったために、12月補正予算で臨時交付金を充てているということもありまして、事業費を300万円に減額いたしました。これにつきましての申請期限を22年度中と要綱で設定しましたので、本年度の当初予算につきましては、50世帯分30万円の予算措置ということになりました。

しかし、対象者が高齢者世帯であるということもありまして、制度が周知されるのに一定期間を要したということもありまして、査定後の1月ぐらいから申請件数がふえてきました。それと減額補正の際に、委員会のほうからも指摘を受けましたので、再度周知に努めた結果、本年度の当初予算額に不足を来したという経緯がございます。

申請状況の地域ごとについては、ちょっと今ここで資料を持ち合わせておりませんが、本月、5月末までに約550件の申請が出ております。それで申請に基づくものでありますので、再度補正の可能性はあるのかなということは考えております。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 太田正美君。

○議員（13番 **太田 正美君**） 済みません、21年度の締め切り分はどのくらいあったんですか。それで今回の申し込みを、中間でこれはしてるんですか、それとももう一度締め切りの区分を22年度末までを待つのか、それとも今回の550世帯分をとりあえず払って、またあとにその分を受け付けるということなのかお聞きします。

○議長（**浏野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 議員にお答えをいたします。

21年度分につきましては、既に今年度の当初予算あわせまして支給が終わっております。一部支給できない世帯の方もいらっしゃいます。それから、要綱で申請の締め切りを22年度末としておりますので、なかなか予測が難しい面がありまして、よろしいですか。

○議長（**浏野けさ子君**） 太田正美君、3回目です。

○議員（13番 **太田 正美君**） あとはもう私も常任委員会のほうでしっかりこの辺精査してい

ただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（**浏野けさ子君**） これで質疑を終わります。

次に、4款衛生費について、まず4番、長谷川建策君。

○議員（**4番 長谷川建策君**） 4番、長谷川です。よろしく申し上げます。

23ページ、議案第54号23ページ、4款1項6目13節環境調査の委託料460万円について委託料の詳しい説明をお願いします。

○議長（**浏野けさ子君**） 環境商工観光部参事。

○環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長（**加藤 康男君**） 参事兼産業廃棄物対策課長です。

4番、長谷川議員の御質問にお答えいたします。

昨年の9月に提出されました産業廃棄物処理施設設置計画に対して、立地を制限する法的な手当がないために、県へのアピールの材料の1つとして、第1次希少生物調査を平成22年3月の1カ月間の短期間に行い、絶滅危惧種であるオオイタサンショウウオの生息が確認されました。その後、取り下げがなされましたが、この調査が短編的な第1次調査でやめるのではなく、2次調査として通年実施することで正式な記録として調査報告書を完成させるための委託料でございます。

利用につきましては、県の希少野生動物の生息地保護区への指定の働きかけや、この地区の希少動植物が生息する自然環境保全ゾーンとして自然との触れ合いイベント等の開催など、今後の土地利用計画に役立てたいと思っております。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 長谷川建策君。

○議員（**4番 長谷川建策君**） 私、これ常任委員やったんですね、済みません。ついでだからいいですかね。（発言する者あり）それじゃお願いします。

山王川の希少生物の調査、2回目と聞いてますけど、2回目ですね。事前申請の取り下げがあったにもかかわらず、また2回もする必要があるのかということと、あとやはり庄内の川とか、湯布院の川にも恐らくこういう希少動物いっぱいおると思いますので、せっかくですので、いつ産廃も庄内、湯布院で名乗りを上げるかわかりませんので、1つ、もしものときには調査も湯布院の川、庄内の川もお願いしたいと思ってます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） もう1回所轄の委員会をいっていただけませんか、どっちが受け持てばいいんですか、私も保健衛生費でしたので、管轄違うかなと思って、これを通告したんですけど、どちらになるんですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 産建の委員会だそうです。

○議員（**15番 田中真理子君**） じゃあ、取り下げます、私は。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 私は総務でございます。同じことなんですけれども、この結果を第1次のほうの結果はどういうふうに公表されたのかと、委託先はどこなのか、そしてこのせつかくの調査です。希少動物の存在を確認したら、それこそ大事な自然の豊富な地域があるんだということは前提にありますから、今後の開発に対応するやはり条例制定、アセスメントを主体とした環境開発に、破壊と開発に対する縛りを入れるための条例制定をぜひともこれは考えなきゃいけない。その伏線がこの調査があると思いますので、そのあたりどのように連動させていらっしゃるのかを伺いたしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 環境商工観光部参事。

○環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長（**加藤 康男君**） 廃棄物対策課長です。11番、溝口議員の御質問にお答えいたします。

委託先につきましては、まだ決定はいたしておりませんが、（「第1次」と呼ぶ者あり）1次調査につきましては、県内でもこの分野に精通し、実績のあること、調査内容が他に漏れないようにすることなどを総合的に判断して、九州建設コンサルタント株式会社に委託してるところでございます。

調査結果の内容といたしましては、17地点において環境省及び大分県が登録している希少種は確認されたところです。主に環境省、大分県が絶滅危惧種2類として指定しているオオイタサンショウウオが3地点と、環境省準絶滅危惧及び大分県が危惧1B類としているタコノアシエビネが6地点と17点の確認がされています。

公表につきましては、先ほど申しましたように、2次調査を通年実施したのを待って正式に公表したいと思っております。

次、環境アセスにつきましては、議員御指摘のように環境アセスメント制度が地域の環境保全のために大変重要な役割を果たすもので、現在市の環境基本条例、基本計画等のない状況から、今後関係課と連携しながら、何らかの条例等の制定を検討していかなければならないと考えています。

○議長（**瀧野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） ありがとうございます。同僚議員も申されましたように、本当に我が身の周辺にこういう開発が起こるやも知れないということです。皆さん、これは危惧されていると思いますので、ぜひとも早目の対応する条例の制定というのをお願いしたいと思います。

また、秘密じゃないですけども、情報が漏れないためにまだ伏せとくということでございます

けれども、我々には出していただけたと思います。資料、1次のほうで、資料がございましたら済みませんが、提供いただきたいと思います。2次に関してもどういうふうな希少な動物を発見したかということも、口答でも構いません、資料でも構いません、ぜひともいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

次に、8款土木費について、まず4番、長谷川建策君。

○議員（**4番 長谷川建策君**） 27ページ、8款5項1目13節測量設計の委託料82万2,000円について伺います。委託料の詳しい説明をお願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（**工藤 敏文君**） 都市・景観推進課でございます。4番、長谷川議員の質疑にお答えします。

公共下水道挾間処理区については、現在大分県事業評価監視委員会の報告に向けまして、公共下水道の中止等の経緯について、住民説明会を開催しているところでございますが、このことと同時に、補助金適正化法で定められた補助金で購入した処理場用地の財産処分の申請を進めていかなければなりません。国に財産処分申請する際の手続として、国庫補助で購入した財産を確定しておくことが必要となります。

今回財産処分となる処理場用地の外周の境界を、現地に復元することが財産処分申請に必要な手続であることが判明いたしましたので、またこの測量作業が申請の事前の協議のために急がなければならないため、今回の補正でお願いすることといたしました。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 長谷川建策君。

○議員（**4番 長谷川建策君**） 素人で勉強不足でわからないんですが、購入するのに測量するわけですね。

○議長（**瀧野けさ子君**） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（**工藤 敏文君**） 現在処理場用地は、平成8年からの事業で購入済でございます。その購入済の用地の外周に境界をはっきりさせるためのくい打ちを行うという作業です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 長谷川建策君。

○議員（**4番 長谷川建策君**） わかりました。購入するために測量するんかと思って、間違いました。ありがとうございました。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） その前のページの26ページですが、1目の土木総務費の委託料、

道路台帳作成業務の45万円の新規計上です。説明にもありましたとおり、前回の定例会の請願が採択されたことで、市道認定のための予算計上だということはわかるんですけど、ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですけど、こういう450メートル市道認定するための、道路作成台帳の作成業務というのは、これは一々委託しないとできないんですか、具体的にどういう作業をするんでしょうか。これ職員でやるということはできないんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**麻生 宗俊君**） 建設課長です。6番、小林華弥子議員の質問にお答えいたします。

道路台帳の作成の委託料でございます。具体的には、延長450メートル程度の道路を現況の平面図といいますか、現況図を現地で測量して、地形図を作成して、あとそのほかにデータといまして、道路の延長とか、幅員とか、面積等を算出して、A2サイズの紙に表示するものがございます。

職員ができないかという質問でございますけど、何分課員が不足と申しますか、できないことはありませんが、日数を要するため、他の業務に支障を及ぼすため委託をするようにしております。

委託先でございますけど、市内の土木コンサルタントを予定しております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 道路基本台帳というのは、1つで建設課が管理してるんですよね。

こういう例えば新しい道路を台帳に載せなきゃいけないと、測量してデータを1つにするためには、コンサルはいつも同じコンサルを使ってやらないとできないということになっちゃうんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**麻生 宗俊君**） お答えいたします。同じコンサルタントでなくてもできますけど、地場産業育成と申しますか、市内の土木コンサルタントに委託したいと思っております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 今後の検討課題として、例えばそういうものを全部一元管理してコンサル委託するということは考えられないんでしょうか、今年度の道路基本台帳の整備を、新しく追加するたびに、いろんなコンサルを捜してやるというよりは、そういうものを一元管理して委託するというようなことが検討できないかを含めて、これ答弁今は結構ですけども、検討してもらえればと思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後 2 時 12 分休憩

午後 2 時 25 分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

次に、10 款教育費について、まず 15 番、田中真理子さん。

○議員（**15 番 田中真理子君**） それでは 29 ページ、10 款 1 項 4 目 18 節中高一貫教育推進費の備品購入費です。プラスバンドは非常に情操教育、その他にいいことだと思いますが、これくらいの費用で買えるのかなというちょっと疑問があります。機械器具がどれくらいを予定しているのか、その内容について少しお知らせください。それにかかわる人数とか指揮者とか、そういうものがあります。また、それから 1 回、何年もつかわかりませんが、扱いによってはかなり維持費がかかります。それと、これは一般財源だけですかね、なぜその市の財源だけなのか、どれくらいの見積もりがあるかわかりませんので、何かそういったところもう少し詳細に説明をお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（**平井 俊文君**） 中高一貫教育推進課長でございます。15 番、田中真理子議員の備品購入費の御質問にお答えいたします。

第 1 点目の機械器具費、この補正額の詳細についての御質問でございますが、サクソフォンやトロンボーンなどの管楽器、ドラムセットやティンパニー、ビブラフォンなどの打楽器、演奏に必要な生徒用の譜面台など約 20 種類の楽器や関連機器を市の備品として整備するものでございます。

ちなみに、先ほど言われました総額につきましては、約 1,700 万円程度が見込まれるということでございます。

で、第 2 点目の、なぜ市の財源だけなのかの御質問でございますが、県立高校の部活動に使用する用具につきましては、県費による購入は認められていないということで要求ができないとの回答を得ております。市の予算のみを計上いたしております。

また、本予算以外では、民間の方よりも、匿名でございますけれども、楽器購入に伴います多額の寄附が由布高校にございました。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 田中真理子さん。

○議員（**15 番 田中真理子君**） はい、わかりました。1,000 万円はかかるだろうなと思っておりましたので、じゃあそれで楽器そのものは賄えると解釈してよろしいですね。そうしますと、その人員的にはどれくらいこの子どもたちを、あと管楽器とか何本かというか正確なのわか

らないんですけど、新しい楽器だけで子どもたちを指導していくのかな、それとも古い楽器もいろいろなのをもう少しそろえてのあれでしょうか。だから大体メンバーは何人ぐらいなのでしょう

○議長（**渚野けさ子君**） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（**平井 俊文君**） お答えいたします。今部活に入っているメンバーは、1年生が非常に多く入りまして15人でございます。2年生が2名、3年生が4名の21名でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） わかりました。そうしますと、もう人数も大体そういうように募集をしてやろうとしてるのであれば、3月の予算を立てるとき、補正ではなくて一応そこで上げられなかったものですかね、その辺をお願いいたします。

○議長（**渚野けさ子君**） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（**平井 俊文君**） お答えいたします。3月の時点では、4月になってみないと部員の応募が、吹奏楽部を4月より新設したわけでございますけれども、応募がどのくらいあるか、果たして吹奏楽部として子どもたちが部に入るかというのが想定できませんでした。で、ふたを開けてみまして、入学式が終わりまして、吹奏楽部の部員を募集したところ、経験者が多ございますけれども、経験者が随分多く入ったということで、今回の6月という時期に。それともうひとつは、民間の方の寄附が先般ありましたので、それにあわせて吹奏楽部を充実するということで6月の補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、13番、太田正美さん。

○議員（**13番 太田 正美君**） もう関連ですので、大部分のところは田中議員がお聞きしましたが、もう一遍既にこの4月からブラスバンド部が開設したということで、指導者はじゃあ十分確保してるかということと、高校と中学にわたってこの器具を利用するというような説明をされたかと思うんですが、それとその1,700万円総額でかかるとすると、所有権自体はどこに帰属するのか、その3点をお聞きします。

○議長（**渚野けさ子君**） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（**平井 俊文君**） 13番、太田議員の質問にお答えいたします。

指導者は確保しているかということでございますけれども、吹奏楽経験者でトロンボーンの奏者が顧問として指導に当たっております。確保はできております。所有権は市に帰属するかということでございますけれども、今回補正予算を上げさせていただいておる金額については、市の備品として購入しまして、必要に応じて高等学校や中学校に貸与するものでございます。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 高校のほうはわかりましたが、今度中学校のほうのそういう貸し出し関係を、人間が由布高校に行って利用するという意味なんですかね、その器具そのものを移動させるというか、中学校に持ち運びをして利用するということなのか。

というのは、実はきのう由布院小学校運動会があったんですが、鼓笛隊の演奏を見らしていただいたんですが、以前は結構管楽器がたくさんあって、私たちもそれを続けて中学校にブラスバンドをつくってほしいなという願いをしたときもあります。だけどきのうはほとんどそれがなくて、管理体制、老朽化ということだけで済ませない、そういう管理体制がこれはできてないというものは長く大事に使っていけないなという感想を持ったんで、ちょっとそのことをお聞きします。

○議長（**浏野けさ子君**） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（**平井 俊文君**） お答えします。中学校が所有する楽器そのものについては、もう非常に古いものが多ございます。で、どういった理由の方法ということで考えられますと、中学校そのものにつきましては、今回市が整備する備品の中で必要なものを大きな大会、コンクールとかいろんな大会に出るときに貸与するという形を考えております。で、もし今調査した段階、中学校も今回調査をいたしております。貸し出しが必要な部分がないのかという調査も含めて、その辺は中学校にも若干は貸し出しができるような品物を整備したいと考えております。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 33ページの4目文化財保護費の19節で、全国競技大会等出場補助金12万2,000円の新規、源流はさま太鼓が全国大会に出場する補助金ということで説明受けましたけど、こういうのの補助基準みたいなものはあるんでしょうか。で、どういう団体がどういう大会に出ると幾らみたいな、そういう基準があつての支出なのか、根拠を教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**安部 和子君**） 生涯学習課長です。6番、小林議員の御質問にお答えします。

全国競技大会等出場補助金の補助基準は、でございますが、由布市全国競技大会等への出場に伴う経費に対する補助金交付規則で定めております。由布市職員等旅費に関する条例の規定により算出した金額の3分の1以内とし、30万円を限度としております。今回お願いしていますはさま子ども和太鼓クラブ、源流はさま太鼓が3月、埼玉県で開催された日本太鼓ジュニアコン

クールの出場補助金として交付するものでございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 3月にもう出たものに対しての交付なのですか。もう出場され終わったものに対しての補助金なのですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**安部 和子君**） お答えします。はい、出場して実費に対する補助となっております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 3月ということは昨年度分ということですよ。そこら辺の手続きとか、その今ちょっと言われた交付規則があるということでしたけども、どういう団体でどういう大会のものについて交付規則があるのか、もし今すぐわからなくてもお手元に資料があれば配っていただきたいんですけども。それと、その昨年度分の出場に対しての補助を今年度予算でするというのは、どういう手続きを踏んでるのでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**安部 和子君**） 規則につきましては、後ほどお配りをしたいと思います。

それから、年度をまたがってということなんですが、申請が出ましたのが4月になってからでしたので、今年度の要求としております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 済みません、また繰り返しになりますけれども、先ほどの吹奏楽器の購入費です。私も本来県立高校であるところに市が補助を出して、備品購入して、それが県立高校の財産になるのなら大事だとは思いましたが、先ほどの課長の答弁で、財産権は市に帰属するということですので、その辺を数年に1回は見に行きたいと思います。

というのも、恐らくそのまま県立高校に置かれ放しでしょう。中学生が利用したいから借りる、それでそれから中学校に持って行くなんということは、まず私の頭では想像できません。そのままおざりに置かれて、いつの間にか由布高校のものになってるというふうになったときに、そのころは議員してるかどうかわかりませんが、それこそ問題にしなきゃいけないと思います。

そして、なおかつ吹奏楽をつくって中高一貫教育を充実させるというんですけれども、本来の中学生に魅力ある高校をつくるためには、入り口、出口じゃないですけども、吹奏楽部ができるといいのか、それとも出口できちっとした就職先、あるいは進学先ができるのがいいのかとなると、私は後者だと思ってるんですけども、そういうところの整備といいますか充実といいますか、突っ込んでやろうとするところがまだ見えないんですけども、振興協議会の中で、当初はそのラインをかなり強く押してたんですが、いつの間にかこのプラスバンドが出てきたりしてい

るんで、ちょっと方向がずれてきてるんじゃないかと思うんですけども、最近振興協議会には出ておりませんのでわかりません。そのあたりちょっと課長教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（**平井 俊文君**） はい、11番、溝口泰章議員の御質問にお答えいたします。

進学、就職のことからでよろしいですか。ちなみに進学、就職につきましては、進学100%、就職も100%ということで、全員が進学、就職を決めております。

県費の話在先ほど申し上げてましたけども、県立高校に置いたままになるのではないかと、中学校は使わないのではないかとという御心配でございますけれども、今中学と高校の吹奏楽の顧問同士が非常に連携をもう既に取り合っております。で、中学生で申しますと吹奏楽部に入っている生徒が今挾間と庄内で98人おります。で、全体で由布市全体の中学校の数が920人程度でございますので、1割以上が吹奏楽に入っていると。で、その中で今回は15人の生徒が由布高校の吹奏楽部に入ったということで、非常に今吹奏楽そのものとしては、中学校との連携、部活を通じた連携というのが非常に大きなウエートを占めてくるのだと思っております。ですから、由布高校を存続させるために、定員数を確保するという意味では、吹奏楽部の設立は非常に大きいものがあるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 中学のそういう吹奏楽に進みたいという子が多いならば、なおさら中学のほうの機器備品としての楽器購入が正道であって、本来市民の血税を使って、中学の吹奏楽器を整えるのはどなたも依存はないと思うんですけども、そこに手を入れずして県費でやれないんだということですけども、県立高校を先に吹奏楽器を充実させるというのは、本末転倒じゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長でございます。御指摘のとおりだというふうに私も個人的には思っております。ただ、今指定期間中の中高一貫教育が本格化するまでの間に、存続条件というものが県教委のほうでもございますので、これに対する効果というものを総合的に勘案して、一定のガイドラインを持って部活に関する補助に関しては取り組みたいというふうに思っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君、3回目です。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） やはり今次長、くしくも言ってくれたからよかったようなものですけども、中学生にとってさまざまな進学先を用意するのが本来の教育でありましてね、

1カ所にぐうっと絞って由布高校が危ないから助けようという気持ちはそりゃ由布高校関係者にとっては出るでしょうけれども、保護者全員が進学を控えてる保護者全員が、由布高校にぜひ入れようというふうに持って行くという方向は、これは市としては慎まなければいけないと思います。由布市立由布高校ならば、そりゃいいとは思いますが。だからその辺の本道を外れてわきのほうを充実させるという形は、やはりとっちゃいけないと思うんです。この予算は本当にそういう意味で認めていいのかどうか、教育民生の委員会で、常任委員会できちっとした審議をしていただいて、その方向性の結論を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。また、最終日に。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。（「議長、済みません、質問もう一つ」と呼ぶ者あり） あっ、何かありますか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 済みません、同じ10款だったので、さっき聞くべきだったんですけど、項目が違うので落としておりました。34ページ、体育施設費の測量設計と工事請負費上原グラウンドの人口芝の件です。先ほどの一般質問で同僚議員も質問をしておりましたけれども、2点、まずなぜ補正予算での計上か。これについては一般質問のお答えの中で、3月の教育委員会で決定して、当初予算計上前には委員会に報告をしていて、計上したのはt o t oのスポーツくじが決まってからだということの説明がありましたけれども、もともとこういう事業をやるというふうに決めていたのであれば、もっと前にこういう話が出てくるべきではなかったか、なぜ途中からこういう話が出てきたのか。しかも地元の企業が要望したからこういう事業をやるというのが余りにも無計画で、じゃあほかの会社がほかのものをつくってくれといたらじゃあつくするのかという話なので、どこに例えば総合計画の基本計画にこういう事業がのってたのかどうかと。どうして年度途中でこういう補正予算でこういう事業が上がってくるのかというのが1点。

それから、もう一つ財源がt o t oのスポーツ振興くじ以外に地域振興基金を4,757万円つぎ込むというふうになっておりますが、地域振興基金を使う場合には、地域審議会に諮るといのが条例化されておりますけれども、これは地域審議会にかけたんでしょうか。2点お伺いします。

○議長（**渕野けさ子君**） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（**加藤 勝美君**） スポーツ振興課長です。6番、小林議員の質問にお答えします。

4月の新しく課長になって引き継ぎを受けた段階でのお答えを今からいたしたいと思います。今言われましたように、さきの3月議会の教育民生常任委員会で御説明を申し上げました。この事業がなぜ補正で計上しなければならなかったかといいますと、今言われたように、本来ならば

当初予算での計上を予定していましたが、この事業はスポーツ振興くじ助成金利用での計画でございました。で、日本スポーツ振興センターに要望書を提出しても、内定が来るのは4月中旬となるために、事業の見込みが立つ6月の補正予算で計上をさせていただきました。済みません、4月の引き継ぎの段階でこういう内容を受けましたので、こういう説明になりました。

以上です。

○議長（瀧野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長です。小林議員の御質問にお答えいたします。

今回補正予算で4,757万1,000円の地域振興基金から繰り入れをしておりますけども、この4,757万1,000円は、昨年の21年度の補正第7号で国からの交付金であります公共投資臨時交付金を全額基金に積み立てておるものでございまして、この公共投資臨時交付金につきましては、22年度から23年度までに事業化しなさい、なおかつ早期に事業化しなさいという国からの条件がございまして、そして、なおかつ新規に基金造成すべきかどうかということも問い合わせまして、その結果、基金の目的が同じのがあれば、そこに一時的に基金として組み入れてもいいということがございました。それで、なおかつ条件といたしまして、国のほうからはその基金については本来ある由布市のほうでは地域振興基金ですけども、それと金額を明らかにわかるように区分して、なおかつ利子がつきますけども、それについても明確にわかるように措置すれば一時的にその地域振興基金に積み立ててもいいということで、今回は地域振興基金の取り壊しでありますけども、本来の地域振興基金でございませんで、地域審議会にはかけておりません。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） はい、それ全部わかってるんです。それを私はことしの第1回定例会のときに質問をいたしました。これ同じ地域振興基金という名目に入れ込んでいるけれども、国のほうはそうやって一時的に同じ目的の基金に積み立ててよいという手続きでのって積み立てるのは間違いではない。だけれども、由布市には由布市独自の地域審議会条例の中に、地域振興基金の用途については地域審議会に諮るという由布市独自の条例があるから、これをもし本来の交付金目的の事業のために使うとしても、地域審議会に諮らなければならないんですかと質問したら、当時の財政課長は、そうやって諮ることになると思いますという答弁をいただいています。議事録を確認してください。そういう答弁をいただきながら地域審議会に諮ってないということはどういうことなんでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） お答えいたします。委員会のほうで詳しく御説明させていただきました

いと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（**瀏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） わかりました。地域振興基金の使途についてなので総務委員会になると思いますから、そこは委員会でやります。あとt o t oの決定を待っていたがために補正予算になったというのはわかりますが、じゃあこの事業そのものは、例えば総合計画の基本計画のどの部分に予定されてた事業なんでしょうか。

○議長（**瀏野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

総合計画では、スポーツ、レクリエーションの施設の整備充実ということでのっとりまして、体育施設の整備充実という項目に当たると考えております。

○議長（**瀏野けさ子君**） これで質疑を終わります。

以上で議案第54号についての質疑を終わります。

日程第23. 議案第55号

○議長（**瀏野けさ子君**） 次に、日程第23、議案第55号平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 7ページを開いてください。歳出で7ページ、8ページ、9ページと続いています。介護サービスと諸費など7ページになりますね。保険給付費の中でこういうように財源の必要とするものの財源構成はわかるんですけども、その下から介護サービスと諸費、あるいは、またその他の諸費、高額介護サービス等費、次のも財源の内訳ありますね。その最後の特定入所者介護サービス等費、一連が1,000円ずつの財源構成なんですね。今までこういうのを見たことがないんですけども、どういう意図でこれがやられてるのか教えていただきたいと思います。

○議長（**瀏野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。12番、西郡議員さんにお答えいたします。

端的に申し上げまして、端数処理ということでございます。先ほど補正をいたしております1,200万円、高額医療介護合算等費でございまして、これを1,200万円今回補正計上させていただきます。それに伴いまして、国県繰入金等が交付されますけど、再算定をした結果、このような現象が生じまして、調整ということで端数処理をさせていただいた状況でございます。以上です。

○議長（**瀏野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 端数処理にしても理解できないんで、委員会のほうの後ですね、委員長にきちっとどういうことなんだということを尋ねたいと思います。お願いします。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第24. 議案第56号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第24、議案第56号平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 取り下げます。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第25. 議案第57号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第25、議案第57号平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 温泉館の歳入を見ますと、諸収入で雇用保険料がいわゆる預り金なんですね。これが健康温泉館収入に入ってること自体おかしいんですけども、当初予算ではこれが一般財源扱いにされておりました。今回はこれ特定財源扱いなんですね。見てわかるように。同じ款項目、あるいは節のものが、当初で一般財源扱い、補正で特定財源扱いなんちゅうことは通常考えられないんでね、もともとこれを健康温泉館収入第1款にしてたのがおかしいんだろうというふうに思います。それで、そのことを含めて是正するのか、財源だからうちの総務委員会かと思うんですけども、基本的にこれを扱うのは財政課当局が指導したというよりも、担当課のほうでこれやったんじゃないかというふうに思うんで、担当課にお尋ねいたします。

気になるのは、雑収入が温泉館収入に直接かかわるものだけならいいんですけども、売上収入で雑収入というのがどういうのを指しているのかも、ついでにお答えいただきたいと思います。将来的にこの款項目を整理する気があるのかどうか、そのことも含めてお答えいただきたいと思っています。

○議長（淵野けさ子君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。12番、西郡議員にお答えいたします。

議員御指摘のように、多分この予算編成が間違ってるのではなかろうかと思っております。合併当時からこのような、形をとってありまして、今後におきましては、財政等を協議しながら正規の方向に進めさせていただきたいと思っております。

それと雑収入でございますが、売店の売り上げ、靴、ロッカーですね、そういう部分でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 6ページ、1款1項1目2節の一般管理費、人件費を削減されておりますが、当施設は大変利用者も多くて、特にプールと水を使った温泉水を使った利用なので、職員がいなくなって安全管理面での職員の配置、臨時職員任せで問題はないのかということと、もう1点、さっきの一般質問でもしましたが、公金の取り扱いについて嘱託臨時職員任せで問題はないのかということと、金曜日の一般質問で、住民課長は1番議員の質問に対して、嘱託職員、臨時職員の公金の扱いは問題があるというような発言をされておりましたが、そのことと関連して、この前の一般質問をしたときに、私は課長に当然職員が必要ではないかというような質問をしたときに、課長が私としては職員が必要であるというふうなお答えをされておりましたが、今回こういう予算措置をされております。それで、この施設は旧湯布院町時代からクアオルト構想の中で、まちづくりの核となる施設としての位置づけをそれぞれ町民は認識しておりますが、そういう施設に職員を全く置かないということは、非常にこれからの先行きの不透明感というか、そういう分では不安感を与えているんじゃないかと。そういう不安感を最近の利用者の声を担当課は把握しているのかという、その続きとなってもう1点は、特別会計の必要性がどういうふうに考えておられるのか。指定管理者とのつながりをまたどう構想しているのか、わかればお聞きしたいと思います。

○議長（**淵野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。13番、太田議員にお答えいたします。

御質問の1、2、3点とも職員の無配置にかかる関連するものでございますので、そちらのほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

御指摘のように、職員の配置が望ましいと私も個人的には思っております。太田議員御存じのように、職員の代わりといたしまして、前福祉事務所長を嘱託職員として雇用をいたしております。知識、経験ともに豊富であり対応したところでございますが、これまでの行政経験を生かして十分に施設の管理運営に当たっていただけるものと思っております。

2点目の公金の取り扱いについてでございますが、22年度の第1回の定例会のときにも御質問をいただきまして、答弁をさせていただいております。その当時は、銀行の夜間金庫に持って行くというふうな御説明をさせていただきました。今回管理者が変わりまして、4月から温泉館の金庫に一時保管いたしまして、翌朝に銀行のほうに持って行くというような、それで大分危険性が回避できるものと思っております。

それと2点目の部分でございますけども、前福祉事務所長ということで、利用者の方も十分に

周知されております。そして、逐次施設内の見回りを通しておりまして、コミュニケーションを十分に図っております。そういう部分で私も直に利用者から声を聞いたことがございますけど、「よくなった、非常にあいさつもいい」というふうな具合でお聞きをしているところでございます。

それから、4点目ですか、指定管理者、そして、特別会計の必要性ということでございますが、特別会計については、施設、健康増進施設として現在活用しておりまして、特別会計にはなじまないかなとは思っております。そういうところで、現在財政課と調整しながら、協議しながら、一般会計の方向に進めさせていただきたいと思っております。で、指定管理につきましては、福祉センターが完成いたします。その上に一体的な部分で健康温泉館、そして、福祉センターという一体的な部分で関係課と協議をしながらその話を進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） ありがとうございます。1点、さきの一般質問の住民課長はお答えしましたですね。公金の取り扱いについて、嘱託職員、臨時職員じゃあ賄えないというような発言の趣旨を聞いたんですが、その辺の統一見解はだれか出せますか。

○議長（**淵野けさ子君**） 人事職員課長。

○人事職員課長（**柚野 武裕君**） 人事職員課長です。13番、太田正美議員にお答えします。

出納員や会計職員の規定につきましては、地方自治法の171条の規定に出納職員は吏員のうちから、その会計職員は吏員、その他の職員のうちから、普通公共団体の長がこれを命ずるといような規定になっております。で、この中では改正後は普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから任命するというふうになっております。この補助機関と申しますのは、要するに副市長以下職員ということになりますが、ここでいう職員につきましては、臨時職員も地方公務員法の22条の規定によって、任期的採用ということで行っておりますので、この因果関係につきましては、明確にはなっておりません。

以上です。

○議長（**淵野けさ子君**） 太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） いまいちよくわからないんですが、住民課長の言った発言はじゃあ正しいんですか。それとも健康温泉館がやってることは正しいんですか。どちらなんですか。

○議長（**淵野けさ子君**） 人事職員課長。

○人事職員課長（**柚野 武裕君**） 人事職員課長です。正しいか正しくないかは、ここでちょっとはつきりしませんので、ぜひ調査いたしたいというふうに思います。

○議長（**渚野けさ子君**） これで——もう3回。（「ならもう、あとは常任委員会で聞いておきます」と呼ぶ者あり）いいですか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま市長から追加の議案1件が提出されております。ついてはこの提出案件1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、追加の議案1件は追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議案第58号

○議長（**渚野けさ子君**） それでは、追加日程第1、議案第58号平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負契約の締結についてを上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） ただいま上程されました議案第58号平成22年度由布院小学校新築工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。新築も建築が主体であります。建築主体であります。

本工事につきましては、6月2日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、平倉建設株式会社が、消費税を含む6億4,125万2,325円で落札し、6月3日付けで仮契約を締結いたしました。

つきましては、工事請負の本契約を締結いたしたく、「由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約概要等の詳細説明は、総務部長から御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（**渚野けさ子君**） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました議案について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第58号平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負契約の締結について、平成22年度由布院小学校新築工事請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の第2条の規定により議会の議決を求める。平成22年6月7日提出、由布市長。

1、契約の目的、平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事、2、契約方法、要件設定型一般競争入札、3、契約金額、6億4,125万2,325円、消費税込みでございます。4、契約の相手方、大分県大分市中央町3丁目1番11号、平倉建設株式会社代表取締役平倉二三雄。以上でございます。

詳細説明を申し上げます。

裏面に建設工事の請負仮契約書を添付いたしております。入札結果の一覧表をその後ろに添付させていただいております。

今回の由布院小学校の新築工事につきましては、5項目に分けて工事の発注を行っております。一つは、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、仮校舎工事、現校舎の解体工事の五つの分野に分けて発注を行っているところでございます。既に仮校舎の工事と仮校舎の設置工事と現校舎の解体工事につきましては、入札が終了しているところでございます。

今回追加議案で本日の上程議案は、由布市議会の議決に付すべき工事契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例2条に基づきまして、1億5,000万円以上の工事について議決をいただくものでございます。

入札の方法につきましては、要件設定型の一般競争入札を実施しました。一定の条件をしまして実施した部分でございます。5月14日に公告をいたしまして、6月1日の午後5時で締め切り、6月2日の午後3時30分より庄内庁舎で開札を行ったところでございます。執行者は市長でございます。電子入札によりまして開札の結果、13業者の応札がございまして、その結果、大分市の平倉建設に落札決定がいたしたところでございます。

なお、13業者のうち11業者が同額でございました。あらかじめくじを制定しておりましたので、このくじによりまして仮決定をいたしたところでございます。よろしく御審議方をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 以上で議案の詳細説明が終わりました。

これより議案第58号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。総務委員会です。

1番、**鷺野弘一君**。

○議員（1番 **鷺野 弘一君**） 私これ入札なんかというのは初めて見たんですけども、落札価格はこういうふうは何社も同じとかいう最低価格になるということはどういう意味なんでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 契約管理課長。

○契約管理課長（**渡辺 定君**） 契約管理課長でございます。1番、**鷺野議員**の質問にお答えいたします。

要件設定型の入札でございまして、これは実施する段階で公示をいたします。公示の文面には、

予定価格を公示して要件を設定して応募をしていただくというシステムになってございます。したがって、確かに最低制限価格で全部入ってるんですけども、最低制限価格につきましては、由布市につきましては、その算出方法につきましては公表してございます。また、県内におきましては、最低制限価格を今事前公表している市も多々ございます。そういったことで最終的には十数者がみずからの意思で最低制限価格で競争をしていただいて、応札をしていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） じゃあ最初にもうこの最低落札価格というのも一緒に出してやって、皆さんやっぱりこれでやれる方はこれで出すということですが、それは最小限あれですけども、私たちが考えれば少しでも安く、業者になったときにはなるべく利益があるようにそりゃしたいですけども、当初からこれで出していればこれであるし、一番この学校を建てるのに私が一番問題にしてるのはやっぱり I S の問題ですね。地震に対応できる問題で、どこまでが本当にこういう補償できる金額であればできるのかと。余り安くし過ぎても、どこか手抜きをされてしまえばまた何年かすればだめだということになるから困ります。それ意味はよくわかるんですけども、言ってもしょうがないですけども、この金額が同じというのがびっくりしたものですから。

○議長（淵野けさ子君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 質疑なしと認めます。

以上で各議案の質疑が終わりました。

それでは、報告第2号から報告第5号まで及び諮問第3号から議案第5号まで及び承認第2号から承認第6号まで並びに議案第46号から議案第58号までの計25件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審議をお願いいたします。

○議長（淵野けさ子君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、6月14日、午前10時から各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。慎重審議、大変に御苦労さまでした。

議員の皆様にお知らせいたします。ただいまから全員協議会をいたしたいと思っております。2件ほど御相談したいことがございますので、全協室をお願いいたします。

午後 3 時11分散会
